

# 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業 検証報告書



平成31年1月



## 目 次

### 第1章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証の目的

1	モデル事業の実施背景と推進経過	3
(1)	制度創設の背景	3
(2)	モデル事業の趣旨	4
(3)	モデル事業の実施内容	4
(4)	モデル事業の期間の設定	4
(5)	モデル事業交付金の交付対象者	5
(6)	モデル事業交付金の対象となる経費及び交付限度額	5
(7)	実施に向けた取組み	6
(8)	地域提案による公募方式	6
(9)	パートナーシップ協定書の締結	7
(10)	モデル事業の募集状況及び実施団体	7
(11)	他施策との連動したモデル事業の実施	7
2	モデル事業の検証目的	9
3	モデル事業の検証方法	10
4	モデル事業の検証項目	10

### 第2章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の実施状況

1	事業の目的・概要、拠点施設の概要について	12
2	これまでの事業運営状況（事業費）について	14
3	地域支援コーディネーターの配置状況について	16
4	地域支援コーディネーターの技術や能力の向上等に関する取組み	17
5	モデル事業実施団体の運営体制	18

### 第3章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証結果

1	地域住民への事業の周知方法について	20
2	個人情報（マイナンバーを含む）の取扱い、団体の守秘義務について	20
3	事業のふり返し及び地域住民に対する情報公開の考え方について	20
4	他の団体等との連携について	20
5	地域行動計画策定について	21
6	地域支援コーディネーターの雇用又は人材育成に係る考え方について	21
7	収支見込みについて	22
8	地域自治組織の組織体制強化の考え方について	22
9	日常的な点検及び事故発生時の対応について	23
10	地域住民（まちづくり団体）の支援体制について	23

1 1 提案事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23  
 1 2 連動事業との事業活動推進状況について・・・・・・・・・・・・・・ 23

**第4章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の効果と実施上の課題**

1 モデル事業の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26  
 2 モデル事業の実施上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

**第5章 今後の地域自治支援に向けた方針**

1 地域自治支援に向けての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 2 新たな仕組みづくりの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 (1) 事業名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 (2) 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 (3) 事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 (4) 新たなモデル地域の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 (5) おおさきパートナーシップ協定書の締結及び協定期間・・・・・・・・・・ 34  
 (6) 地域支援コーディネーターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35  
 (7) 交付金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35  
 (8) 体制整備実証事業交付金の交付対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35  
 (9) 体制整備実証事業交付金の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

**第6章 地域自治組織支援と新たな仕組み**

1 大崎市流地域自治組織の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39  
 2 行政の画一的対応から地域自治組織の多様性に対応した支援・・・・・・・・・・ 39  
 3 全庁横断的な支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40  
 4 外部有識者を入れた検証委員会（検討委員会）の設置・・・・・・・・・・・・・・ 40  
 5 財政支援のあり方の調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

**補足資料**

地域行動計画策定支援からみえる地域支援コーディネーターの役割・・・・・・・・・・ 41



## 第1章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証の目的

### 1 モデル事業の実施背景と推進経過

#### (1) 制度創設の背景

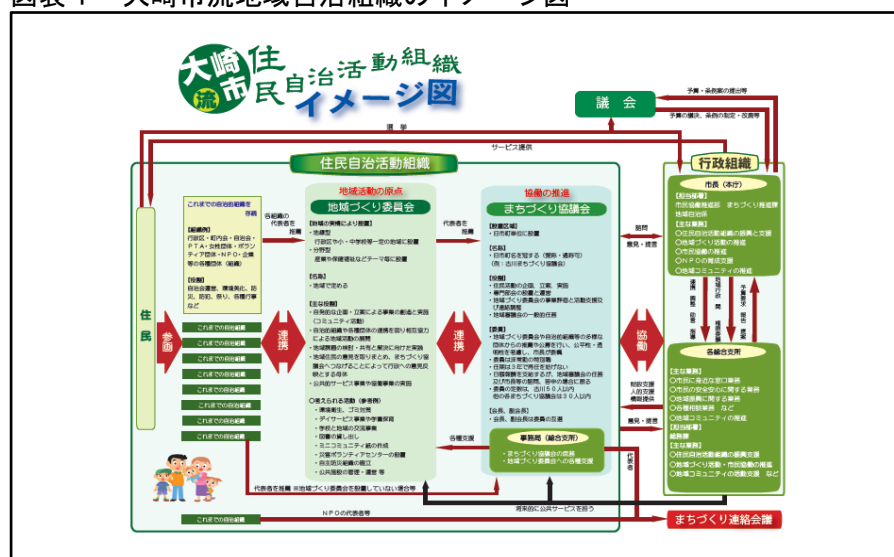
本市では、市民が主体的にまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくため、まちづくりに参画できる仕組みや、市民のニーズにあった円滑で効率的な行政運営を実践し、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、市民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりを目指し、地域自治組織（図表1参照）への活動支援に努めています。

支援にあたっては、少子高齢社会の進行に伴う人口減少やライフスタイルの多様化による地域課題の多様化と潜在化、危機的財政状況そして地方分権化の中で、今後、“行政だけでは対応できない課題”が増えており、この地域自治組織の活性化そして地域自治組織との協働こそが本市の発展を左右する重要な課題であると捉え、総合計画の重点プロジェクトに位置づけし、「自治を育てる」を基本理念としながら、地域自治組織の基盤形成と市民協働によるまちづくりの仕組みを市民と行政がともに育んできました。

しかしながら、近年では、地域の担い手の不足等による組織役員の高齢化や重複化、事業の多様化などによる組織の弱体化が見受けられ、今後も地域自治組織の維持や地域課題解決に向けた協働のまちづくりを発展させていくためには、これらの地域自治組織の組織体制の強化を図ることが急務となっています。

そこで、従来の地域自治組織活性事業交付金（基礎交付金、チャレンジ事業交付金及びステップアップ事業交付金）を活用しながら、人口減少などによる地域課題の深刻な地域自治組織に対し、地域支援コーディネーターを地域雇用することで、煩雑化している地域自治組織の組織体制の強化と併せて、まちづくり団体（※1）事務局の運営支援を行いながら、地域行動計画を策定し、地域住民が必要としている事業を実施するためのコーディネート機能を含めた体制整備に対する推進策として、「地方創生に伴う大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業（以下「モデル事業」という。）」を創設しました。

図表1 大崎市流地域自治組織のイメージ図



## (2) モデル事業の趣旨

モデル事業の趣旨は、地域自治組織が抱える固有の課題整理や現状分析等による実態調査、そして、地域行動計画の策定及び将来の地域づくりの担い手としての人材育成支援などの事業を行い、より自立性の高い地域自治組織の強化と、将来的には行政に依存することなく財源を確保した組織運営を図ることをねらいとしています。

また、各課より各種団体に対し交付している補助金や交付金又は委託している事業のうち、地域自治組織に事業移管等ができるものも存在していることから、今後、地域に事業移管ができる事務事業の整理を行うとともに、個々に交付している補助金を将来的に統廃合し、メニュー事業の選択制の導入の検討や地域自治組織から地域住民が必要としている事業の提案をいただきながら継続して地域自治組織が自立性を持った事業展開が図れるように推進するものです。

## (3) モデル事業の実施内容

モデル事業の実施にあたっては、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱（平成28年4月15日大崎市告示第112号）を定め、おおさき市地方創生総合戦略に基づき、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するための地域自治組織の組織体制強化と地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を目的に行う事業に要する経費について、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金（以下「モデル事業交付金」という。）を交付しました。

モデル事業実施団体は、「地域支援コーディネーター」を地域雇用し、地域の調整役として、地域における小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するため、次に掲げる業務を行っています。

- ①地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援
- ②地域自治を推進する中間支援組織など、これらの関係団体間とのネットワークの構築
- ③地域自治組織が地域住民と地域づくりを推進するための具体的な方法等を定めた行動計画の策定支援
- ④地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援
- ⑤地域の生活支援体制の準備に係る調査の実施
- ⑥地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援

## (4) モデル事業の期間の設定

住民自らが地域の課題を明らかにし、地域の将来像を相互に共有し、自立した事業活動を進めていくには、人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、まちづくり団体や関係機関との連携・協力体制など、複雑かつ多岐にわたる取組みを総合的に行っていく必要があることから、相当の時間がかかります。

また、地域自治組織を支援し、協働関係を構築していくことは行政にとっても課題になります。市民と行政の役割や立場、責任を明確にし、信頼関係を構築することにより地域力、行政力を高めていくためには、「地域自治を育てる」という視点からの行政の取組み（仕掛け）が重要となります。

そこで、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年の期間をモデル事業期間と定め、その分析・検証結果を踏まえながら、平成31年度以降の支援のあり方を見直すこととしました。

#### (5) モデル事業交付金の交付対象者

モデル事業交付金の交付対象者は、まちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）第2条に規定するまちづくり協議会をいう。）及び地域づくり委員会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成18年大崎市規則第24号）第4条に規定する地縁型の地域づくり委員会をいう。）です。

対象とする団体数は、まちづくり協議会が7団体、地縁型の地域づくり委員会が35団体としています（平成28年4月1日現在）。

モデル期間内の実施団体数は、各地域のまちづくり協議会、地縁型の地域づくり委員会から1団体を選定した最大7団体をモデル事業の実施団体としました。

#### (6) モデル事業交付金の対象となる経費及び交付限度額

モデル事業交付金の対象となる経費は、「事務費」と「地域事務費」に区分し、事務費には「地域行動計画策定費」「人材育成事業費」「生活支援準備費（調整費）」に、地域事務費には「人件費」「運営費」「初度設備費」に細分化しています。

さらに、事務費につきましては、用途が明確になるよう経費区分を設けています。

図表2 モデル事業交付金の対象となる経費及び交付限度額

##### (1) 事務費の経費及び交付限度額

交付対象経費	交付の範囲	交付限度額
<b>地域行動計画策定費</b>		30万円
地域における話し合いの実施に要する経費	地域の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うために要する経費（印刷製本費等）	
	話し合いのコーディネートに要する経費（交通費等）	
	話し合いの実施に伴う会場費等の支出に要する経費	
講演会及びフォーラム等開催に要する経費	先進地視察研修に要する経費（借上料等）	
	講演会及びフォーラムの企画、運営体制の構築及び調整に要する経費（印刷製本費等）	
	外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等	
	講演会及びフォーラム等の開催に要する経費（賃借料等）	
地域行動計画書作成に要する経費	地域行動計画書の製本に要する経費（印刷製本費等）	
	地域内及び地域外への配布に要する経費	
<b>人材育成事業費</b>		40万円
地域づくり又は人づくりを目的とする講座や研修会等に要する経費	講座及び研修会等の企画、運営体制の構築及び調整に要する経費	
	外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等	

	講座や研修会等実施に要する経費 (使用料等)	
	地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠な専門的な知識及び技能の習得のために要する経費	
啓発に要する経費	講演会、研修会及びセミナー等の開催に要する経費 (印刷製本費等)	
マッチング事業に要する経費	専門的なスキルや特技等を持つ人材と、これらの人材を求める地域とのマッチング等、魅力のある地域づくりを支援するために要する経費	
<b>生活支援準備費（調整費）</b>		20万円
地域における現状及び実態調査に要する経費	調査項目の検討・アンケート調査に要する経費（ただし、地域外のコンサルタント会社への委託を除く。） ニーズ・情報収集に要する経費（旅費等） 関係者間の調整・意見交換会等に要する経費（印刷製本費等）	
地域の活性化に資する事業活動の企画立案のための調査研究、調整に関する経費	地域住民と行政との協働による事業の企画検討に要する経費（交通費等）	

(2) 地域事務費の経費及び交付限度額

区分	内容	交付限度額
人件費	コーディネーターの給与、賞与及びその他手当並びに事業実施に携わる者へ支出するもの。	378万円
運営費	地域自治組織の運営及び活動拠点施設を維持管理するために支出するもの。ただし、公共施設等の建物の一部を無償で賃借し、活動拠点とする場合は、実費相当額のみとする。	10万円
初度設備費	交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費	20万円

※年度の中途中で交付の決定を受けたものにつきましては、交付の決定を受けた月から起算し、交付額を月割りした額を限度額とします（初度設備費を除く。）。

(7) 実施に向けた取組み

まちづくり協議会や地域づくり委員会への情報発信はもとより、地域自治組織ごとの全体会議時の説明のほか、個別による勉強会、役員会への出席要請の求めに応じた意見交換会を通じて制度の理解及び浸透を図ってきました。

さらに、大崎市まちづくり連絡会議（※2）での意見交換、各地域自治組織の総会時における情報提供も行ってきました。

また、庁内の推進体制の強化を図るため、コミュニティ推進戦略チーム（※3）会議はもとより、地域単位の個別相談・訪問を通じて、地域づくり支援担当職員に対する制度の理解と支援手法などについて、情報の共有及び支援手法についての技法を学びあい、調査・研究しています。

(8) 地域提案による公募方式

モデル事業は、「地域課題解決のための持続的な取組体制の構築」、「コミュニティ基盤の確立」など、あくまでも地域の多様性に対応した地域活動（課題）の特性・実情に応じた仕組みづくりになります。

モデル事業の実施団体の選定は、「宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略大崎市地

域自治組織戦略体制整備モデル事業実施団体募集要項」を定め、地域自治組織からの事業提案に基づく公募方式を採用しています。

### (9) パートナーシップ協定書の締結

募集要項に基づき応募のあった実施団体の選定は、大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金要綱第11条の規定に基づき、市民協働推進部長、まちづくり推進課長、政策課長及び中央公民館長で構成する選定委員会により、提出された書類等により団体運営の適格性や提案事業の効果などについて、書類審査、実地調査、提案説明及びヒアリングによる審査を経て、実施団体を選定しています。

選定された申請団体と市は、おおさきパートナーシップ（地域自治組織戦略体制整備モデル事業）協定書を締結し、対等なパートナーシップのもとに事業運営に取組み、より一層の地域自治組織の基盤形成と市民協働によるまちづくりを推進しています。



### (10) モデル事業の募集状況及び実施団体

モデル事業の公募は、第1次募集から第5次募集まで行い、5つの地域自治組織（まちづくり協議会2団体、地域づくり委員会3団体）が応募し、おおさきパートナーシップ協定を締結してモデル事業を実施しています。

詳細につきましては、図表3のとおりになります。

図表3 モデル事業の実施状況

No.	募集	募集期間	団体名	おおさきパートナーシップ協定の締結	事業実施期間
1	第1次募集	平成28年5月2日 ～ 平成28年5月27日	池月地域づくり委員会 (岩出山地域)	平成28年6月29日	平成28年7月1日 ～ 平成31年3月31日
2	第2次募集	平成28年6月17日 ～ 平成28年7月15日	松山まちづくり協議会 (松山地域)	平成28年8月29日	平成28年9月1日 ～ 平成31年3月31日
3			鳴子まちづくり協議会 (鳴子温泉地域)	平成28年8月29日	平成28年9月1日 ～ 平成31年3月31日
4	第4次募集	平成29年2月1日 ～ 平成29年2月28日	宮沢地域振興協議会 (古川地域)	平成29年3月30日	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日
5	第5次募集	平成29年9月1日 ～ 平成29年9月15日	岩出山地域づくり委員会 (岩出山地域)	平成29年9月26日	平成29年10月1日 ～ 平成31年3月31日

※第3次の募集（募集期間：平成28年11月1日（火）～平成28年11月30日（水））については、地域自治組織からの応募がありませんでした。

※第5次の募集につきましては、定期的な公募制から、地域自治組織の事業活動及び運営状況を勘案して募集期間を設定する方法にしています。

### (11) 他施策との連動したモデル事業の実施

#### ①地区公民館の指定管理者制度（※4）との連携

大崎市総合計画の重点プロジェクトのひとつである大崎市流地域自治組織の確立とともに、

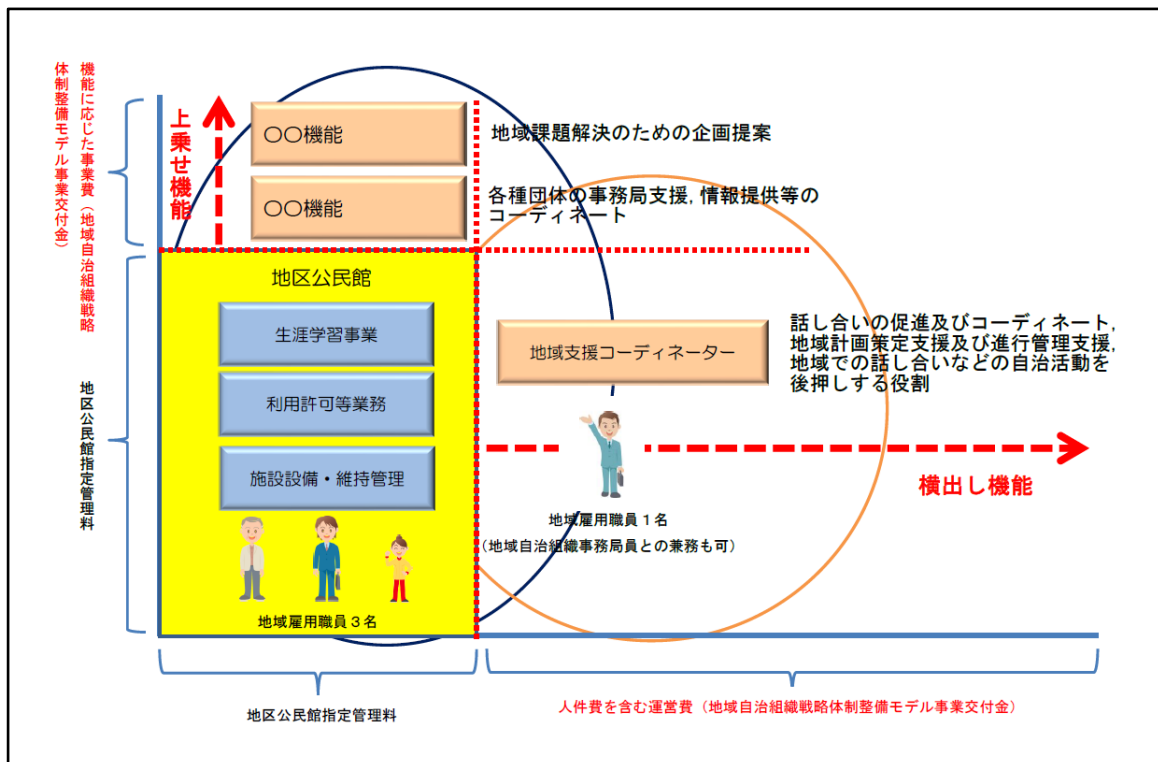


市民協働型社会の実現と行財政基盤の確立を目指すため、平成24年度から市内18の地区公民館に指定管理者制度を導入し、地域自治組織が地域運営を行っています。

公民館の究極の目標は「自治力」の向上であり、地区公民館の地域運営もそのひとつの手段・手法であるといえます。

モデル事業の実施は、地区公民館の地域運営と併せて展開することで、地区公民館の円滑な運営及び地域自治組織の基盤形成がさらなる効果を生むものであり、連携事業として位置づけています。

図表4 地区公民館の指定管理者制度とモデル事業の関係図



## ②地域包括ケアシステムの構築との一体的な推進

本市では、高齢者になっても住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう、既存の仕組みを生かした新しい包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するため、平成29年度から社会福祉課内に地域包括ケア推進室を設け、「健康づくり」、「自立支援」に、本市独自に「地域づくり」を加えた3つの柱で、地域と医療と介護が一体となった大崎市流包括ケアシステムを目指しています。

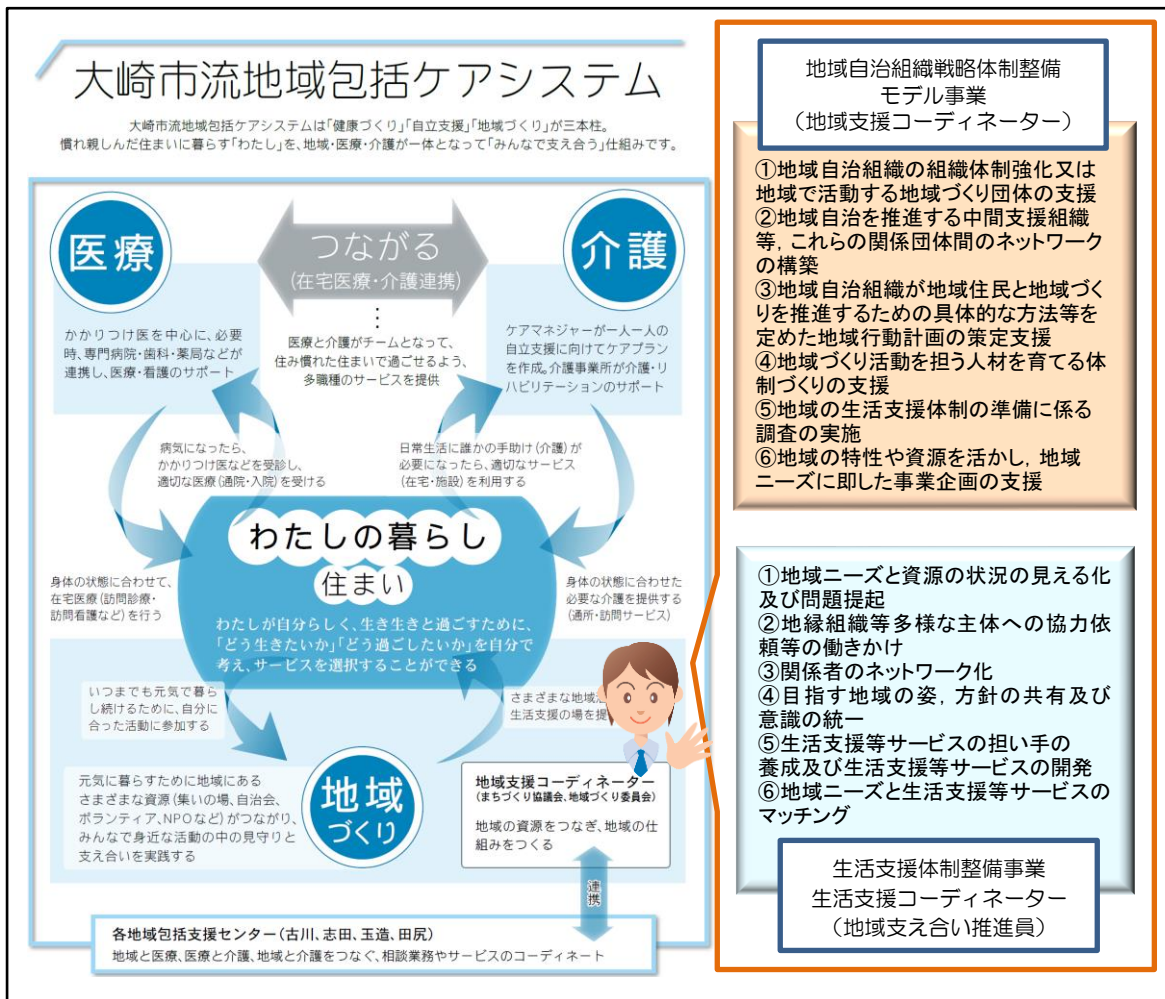
地域に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、既に地域で行われている様々な事業活動に地域包括ケアの視点を取り入れるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとして、生活支援体制整備を行うことで、高齢者等の生活を支える地域の仕組みづくりを推進しています。

モデル事業の実施にあたっては、「地域支援コーディネーター」の設置が必須となり、その業務は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と重なる部分もあることから、地域支援コーディネーターと生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の機能・役

割を一体のものとして推進していく仕組みを取り入れています。

さらには、協議体の形成を地域自治組織の単位として推進することで、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの重層的な提供を行う基盤づくりが行えるなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することが期待されます。

図表5 地域包括ケアシステムとの一体的な推進の仕組み



## 2 モデル事業の検証目的

モデル事業につきましては、制度設計初期の段階から、平成28年度から平成30年度までの3年間を一定のモデル事業期間に定め、平成31年度以降のあり方について検証を行い、地域全体が元気になるような仕組みづくりを地域自治組織とともに調査・研究することにしました。

モデル事業期間の3年間の運営状況を分析・検証し、効果や運営上の課題を明らかにすることで、実施団体が抱える課題の把握と対応策、以降の展開に向けての必要な取組みについて検討し、平成31年度からの地域自治組織戦略体制整備事業のあり方についての制度設計を行うことを検証の目的としました。

### 3 モデル事業の検証方法

モデル事業の検証は、実施団体の実践から積み重ねられた知識と経験に基づく意見や提案を集約しながら、事業運営の効果と運営上の課題などについて共有するとともに、新制度設計に向けた方向性の相互理解を深めながら検証しています。

実施団体からの意見や提案の集約は、「地域支援コーディネーターとの意見交換」、「モデル事業実施団体運営者（会長、副会長などの役員）との意見交換」の2種類を行っています。

図表 6 意見交換の実施状況

No.	団体名	役員との意見交換会	コーディネーターとの意見交換会
		開催日時・場所	開催日時・場所
1	池月地域づくり委員会	平成 30 年 9 月 11 日（火） 午後 5 時～午後 6 時 30 分 池月地区公民館	平成 30 年 9 月 3 日（月） 午前 10 時～12 時 池月サポートセンター事務室
2	松山まちづくり協議会	平成 30 年 9 月 11 日（火） 午後 7 時 30 分～午後 9 時 松山総合支所分庁舎	平成 30 年 9 月 3 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 松山総合支所分庁舎
3	鳴子まちづくり協議会	平成 30 年 9 月 7 日（金） 午後 3 時～午後 5 時 鳴子総合支所	平成 30 年 9 月 4 日（火） 午後 2 時～午後 4 時 鳴子総合支所
4	宮沢地域振興協議会	平成 30 年 9 月 13 日（木） 午前 10 時～12 時 宮沢地区公民館	平成 30 年 9 月 6 日（木） 午前 10 時～12 時 宮沢地区公民館
5	岩出山地域づくり委員会	平成 30 年 9 月 11 日（火） 午前 10 時～12 時 岩出山地区公民館	平成 30 年 9 月 11 日（火） 午前 10 時～12 時 岩出山地区公民館

### 4 モデル事業の検証項目

平成 28 年 4 月から平成 30 年 9 月までのモデル事業の実施について、おおさきパートナーシップ（地域自治組織戦略体制整備モデル事業）協定書並びに同応募申込により提案された事業活動について、実施団体が作成したふり返し評価シートによる自己評価も加味しながら、下記の区分に沿って検証を行っています。

さらに、地区公民館の地域運営及び地域包括ケアシステム推進に伴う生活支援体制整備事業との連携・連動事業として実施している場合は、事業の広がり（横のつながり）、多くの市民の参加・参画・協力体制、地域間連携などの波及効果や相乗効果（有効性・効率性）について同時に分析しています。

図表 7 検証項目と検証基準

No.	検証項目	検証の詳細
1	団体運営の透明性、公平性、法令等	(1) 地域住民へ事業の周知方法について

		(2)個人情報（マイナンバーを含む）の取扱い、団体の守秘義務について
		(3)事業のふりかえり及び地域住民に対する情報公開の考え方について
2	関係団体間との連携	(4)他の団体等との連携について
3	地域行動計画策定への取組み	(5)地域行動計画策定について
4	人材育成等の取組み	(6)地域支援コーディネーターの雇用又は人材育成に係る考え方について
5	事業の安定性・継続性	(7)収支見込みについて
6	組織の運営体制	(8)地域自治組織の組織体制強化の考え方について
7	安全性への配慮	(9)日常的な点検及び事故発生時の対応について
8	地域住民（まちづくり団体）等への対応	(10)地域住民（まちづくり団体）の支援体制について
9	地域が必要としている事業の提案	(11)提案事業について

※1 まちづくり団体とは・・・

自治会、町内会、地域自治組織その他の自治活動を行う団体又は市内で活動するNPOその他の市民活動団体をいいます。自治会・町内会・地域自治組織などの自治活動を行う組織や、子ども会やPTA・NPO・サークル団体といった市民活動団体など、多くの人や団体が住民の暮らしの基盤形成のため、相互に連携しながら安全で快適に過ごせる地域を目指して活動を行っています。この報告書では、こうしたまちづくりを行う組織や団体、企業を含めてまちづくり団体としています。

※2 大崎市まちづくり連絡会議とは…

協働のまちづくりに向けた地域自治組織の連携と充実並びに行政との意見交換を目的として、市内のまちづくり協議会会長・副会長で組織しています。地域自治組織の情報交換と収集に関することや地域自治組織の交流・運営に関することなどを行っています。

※3 コミュニティ推進戦略チームとは…

地域自治組織支援及び公民館地域運営支援に関し、様々な機能と実効できる支援体制を確立するため、それぞれの地域の特性や実情に応じた安定・継続したマニュアルやプログラムを整備するとともに、地域と行政の役割分担を住民との合意のもとに創り上げていくため設置された庁内組織。

※4 指定管理者制度とは…

指定管理者制度は、平成15年9月の改正地方自治法の施行によってできた制度で、多様化する市民の要望に、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、合わせて経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来、「公の施設」（公民館、文化施設、社会福祉施設など市民の福祉を増進する目的で、市民の皆さまに利用していただくために設置された施設）の管理は、地方自治法で規定されていた市の出資法人等の団体に限定されていました。

しかし、指定管理者制度を導入することにより、企業やNPOなどを含む幅広い団体の中から、施設を管理運営する団体を指定することができるようになりました。



## 第2章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の実施状況

### 1 事業の目的・概要、拠点施設の概要について

5つの実施団体の実施状況は図表8のとおりであり、「地域課題解決のための持続的な取組体制の構築」、「コミュニティ基盤の確立」など、あくまでも地域の多様性に対応した地域活動（課題）の特性・実情に応じた仕組みづくりについて実施団体の創意工夫による取組みが行われています。

また、地域支援コーディネーターを配置する活動拠点施設につきましては、総合支所や地区公民館に置き、清潔、安全及び快適な環境を提供するとともに、まちづくり団体や関係機関との情報共有やネットワークの環境形成など、良好な関係を維持しながら管理を行っています。

図表8 事業の目的・概要、拠点施設の概要

#### 池月地域づくり委員会

事業の名称	池月サポート事業
事業の目的	1. “池月地域内のコミュニティ”を推進し融和を図る。 2. 住民協働と関係団体との連携により、住みよい地域づくりを目指す。 3. 地域課題解決への調整役を担う。
事業の概要	各団体や個人からの依頼を受けて以下の地域活動全般に関する支援活動を行う。 (1) 事務支援 役職の重複や担い手不足などの現状から各団体運営の事務などを担っている役員さん方への負担を“地域課題”として捉え「事務作業の全般」を代行(補完)しその課題解決(負担軽減)にあたる。 (2) 情報発信<池月だよりの編集・発行> 池月地区内で発行等されている様々な情報を1冊にまとめ地域コミュニティ紙として発信する(毎月発行)。 (3) 池月サポート事業<除草・除雪・他作業> 高齢者宅の敷地内除草作業や除雪作業および企業敷地の除雪作業を実施する。
設置年月日	平成28年7月1日
設置場所	大崎市岩出山池月字下宮道下4番地1(大崎市一栗体育館内)
併設施設	大崎市池月地区公民館
閉館日、開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

#### 松山まちづくり協議会

事業の名称	絆のつよい地域づくり事業
事業の目的	地域の課題解決に向けて、地域住民自ら課題を検討し、自ら課題解決に向けて活動し、または、住民自治活動で解決できない課題については、行政と連携して問題解決に努め住みよい地域づくりを推進することを目的とする。
事業の概要	松山地域では多くの組織や各種団体が存在し活動していますが、役員の重複化や担い手不足などの悩みを抱え、特定の一部の役員への過度な負担や高齢化により組織の弱体化が懸念される。それぞれの各種団体で抱えている課題や悩みを調査分析し、互いの協力体制のもと、これまで単独で実施してきた事業を共催や運営スタッフとして協力するなどの連携強化に向けた実務的な支援を行う。

設置年月日	平成28年9月1日
設置場所	大崎市松山千石字広田30番地（大崎市松山総合支所分庁舎内）
併設施設	大崎市松山総合支所
閉館日，開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

### 鳴子まちづくり協議会

事業の名称	生活安心ネットワーク事業
事業の目的	鳴子温泉で安心して生活する為の基盤づくりとして必要なネットワークの構築を目指す。
事業の概要	鳴子温泉地域の特性や資源を最大限活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を推進する。 (1) 買い物弱者支援システムの構築 (2) 高齢者支援システムの構築（地域包括ケアシステムの構築） (3) 地域づくりビジョン（地域の将来像）並びに活動計画策定への支援 (4) 地域情報の発信と共有ネットワーク（ホームページ・SNSの活用） (5) 地域づくりのネットワーク強化（活動の総合的な調整）
設置年月日	平成28年9月1日
設置場所	大崎市鳴子温泉字新屋敷65番地（大崎市鳴子総合支所内）
併設施設	大崎市鳴子総合支所
閉館日，開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

### 宮沢地域振興協議会

事業の名称	地域人材バンクを活用したコミュニティ再構築事業
事業の目的	宮沢地区民並びに地区関係団体との連携を図り、行政との協働による安全・安心かつ明るく住みやすい地域づくりを目指すことを目的に各種事業を展開しているが、多くの地区関係団体が、役員の重複化や担い手不足などの悩みを抱えており、地区関係団体で抱えている課題や悩みを拾い出すとともに共有し、協力体制の構築など連携強化に向けた支援に取り組む。
事業の概要	①宮沢地域振興協議会に宮沢地域づくり計画策定委員会を設置し、専門部会（委員会）制の検討など地域づくり事業に取り組む。 ○ 地域コミュニティ組織整備事業 ○ 地域振興事業（小学校統廃合に伴う跡地利用・公共交通・空家対策など） ○ 防災組織等整備事業（防災マップ作製支援など） ○ 観光資源の情報発信（化女沼古代の里・愛宕山遺跡公園・ラムサールなど） ○ 交流事業（尾花沢市宮沢地区を含めた地域間・世代間交流など）  ②地域コミュニティ事業への参画・活用を促すため地域人材バンク「地域支援員」制度の構築を目指す。 ○必要としている団体等を地域支援員が支援する仕組みづくりの構築 ○地域支援コーディネーターが地域住民と地域支援員を繋ぎ、地域コミュニティ活動を支援する仕組みづくりの構築
設置年月日	平成29年5月1日
設置場所	大崎市古川小林字新一本杉170（大崎市宮沢地区公民館内）
併設施設	宮沢地区公民館（大崎市古川農業研修センター）
閉館日，開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

## 岩出山地域づくり委員会

事業の名称	地域団体ネットワーク整備と活性化バックアップ事業
事業の目的	地域課題である既存各団体の連携促進の先導・協力、並びに自立する自治に向けた有益事業の展開による地域還元に伴う地域活性化の促進
事業の概要	<p>① 広報の方法を改善し「地域活動の情報」を地域のあらゆる世代に広く周知し、興味・関心を深め”地域づくり”への参加を促進する。</p> <p>② 既存団体の活動状況や参加会員等の現状把握を集約し、各々の活動連携の検討や、会員相互の協力体制の提案等による省力化・効率化を計る提案をコーディネートしながら、不足がちな事務作業のサポートまで協力する。</p> <p>③ 地域行動計画作成の為、視察・研修と共に、最優先で継続して意見収集に努め、さらにワークショップを重ね、地域活性化につながる計画を立てる。</p> <p>具体的事業  A:各団体の「活動状況ファイル」作成公開。 B:人材バンク登録 C:公民館事業連携  D:団体事務サポート E:公民館休憩室の活用 F:ワークショップ定期開催 G:環境再生・環境推進サポート隊の結成 H:子育てサポート隊の結成</p>
設置年月日	平成29年10月1日
設置場所	大崎市岩出山字上川原町8番地1（岩出山地区公民館事務室内）
併設施設	大崎市有備館駅前住民協働館
閉館日、開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## 2 これまでの事業運営状況（事業費）について

モデル事業交付金は、地域事務費として「人件費」、「運営費」、事務費として「地域行動計画策定費」、「人材育成事業費」、「生活支援準備費（調整費）」の2項目5区分により交付しています。

交付対象経費、交付の範囲及び交付限度額の規定の中で、提案事業の適正な収支計画を策定し、執行しています。

現在実施している5つの実施団体のモデル事業交付金の決算状況は次のとおりです。

図表9 モデル事業交付金の決算（見込み）状況

(単位:円)

事業運営	月数	決算額（見込み）						
		合計	①地域行動計画策定費	②人材育成事業費	③生活支援準備費（調整費）	④人件費	⑤運営費	⑥初度設備費
池月地域づくり委員会								
初年度(H28)	9	3,443,478	179,159	137,400	20,319	2,835,000	74,000	197,600
2年目(H29)	12	4,630,175	232,012	389,635	143,035	3,776,275	89,218	—
3年目(H30)	12	4,780,000	300,000	400,000	200,000	3,780,000	100,000	—
合計	33	12,853,653	711,171	927,035	363,354	10,391,275	263,218	197,600
割合		100%	5.5%	7.2%	22.8%	80.8%	2.0%	1.5%

大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業検証報告書

事業運営	月数	決算額（見込み）						
		合計	①地域行動計画策定費	②人材育成事業費	③生活支援準備費（調整費）	④人件費	⑤運営費	⑥初度設備費
<b>松山まちづくり協議会</b>								
初年度（H28）	7	2,415,531	150,000	26,354	99,446	1,890,000	49,798	199,933
2年目（H29）	12	4,159,289	240,734	40,000	0	3,780,000	98,555	—
3年目（H30）	12	4,130,000	120,000	50,000	100,000	3,780,000	80,000	—
合計	31	10,704,820	510,734	116,354	199,446	9,450,000	228,353	199,933
割合		100%	4.8%	1.1%	1.9%	88.3%	2.1%	1.9%
<b>鳴子まちづくり協議会</b>								
初年度（H28）	7	1,617,930	8,660	90,009	10,471	1,260,078	50,000	198,712
2年目（H29）	12	2,928,483	252,822	130,298	115,805	2,329,558	100,000	—
3年目（H30）	12	4,780,000	300,000	400,000	200,000	3,780,000	100,000	—
合計	31	9,326,413	561,482	620,307	326,276	7,369,636	250,000	198,712
割合		100%	6.0%	6.7%	3.5%	79.0%	2.7%	2.1%
<b>宮沢地域振興協議会</b>								
初年度（H28）	0	—	—	—	—	—	—	—
2年目（H29）	11	3,890,635	205,506	93,210	74,362	3,328,087	1,140	188,330
3年目（H30）	12	4,780,000	300,000	400,000	200,000	3,780,000	100,000	—
合計	23	8,670,635	505,506	493,210	274,362	7,108,087	101,140	188,330
割合		100%	5.8%	5.7%	3.2%	82.0%	1.2%	2.2%
<b>岩出山地域づくり委員会</b>								
初年度（H28）	0	—	—	—	—	—	—	—
2年目（H29）	6	760,620	140,728	187,891	98,373	85,000	48,628	200,000
3年目（H30）	12	4,780,000	300,000	400,000	200,000	3,780,000	100,000	—
合計	18	5,540,620	440,728	587,891	298,373	3,865,000	148,628	200,000
割合		100%	8.0%	10.6%	5.4%	69.8%	2.7%	3.6%
<b>実施5団体の合計</b>								
事業運営	月数	決算額（見込み）						
		合計	①地域行動計画策定費	②人材育成事業費	③生活支援準備費（調整費）	④人件費	⑤運営費	⑥初度設備費
初年度（H28）		7,476,939	337,819	253,763	130,236	5,985,078	173,798	596,245
2年目（H29）		16,369,202	1,071,802	841,034	431,575	13,928,920	337,541	388,330
3年目（H30）		23,250,000	1,320,000	1,650,000	900,000	18,900,000	480,000	—
合計		47,096,141	2,729,621	2,744,797	1,461,811	38,183,998	991,339	984,575
割合		100%	5.8%	5.8%	3.1%	81.1%	2.1%	2.1%

※事業運営欄の「3年目（H30）」につきましては見込み額です。

※初度設備費はモデル事業実施初年度のみ交付されます。



### 3 地域支援コーディネーターの配置状況について

モデル事業の実施にあたっては、地域支援コーディネーターを置くことが必須となります。実施団体の地域支援コーディネーターの配置状況は図表10のとおりですが、雇用形態は、地域を限定した公募制と地域自治組織の会長からの指名制による地域雇用となっています。

地域支援コーディネーターを雇用する場合は、特に有する資格を設けていませんが、次の要件を留意事項として定めています。

- (1) 地域の実情に通じた者又は地域づくりに意欲的な者であること。
- (2) 市の職員又は大崎市議会議員でない者であること。
- (3) 事業の透明性の確保や円滑な事業運営の観点から地域の実情に応じた雇用数とし、雇用にあたっては、第三者の意見を聴くなど、中立・公正性の確保を行い、雇用後も地域住民に対して、交付対象者が発行する広報誌等により周知を図るものであること。
- (4) 地域支援コーディネーターが支援する範囲は、おおむね小中学校区域であること。

図表10 地域支援コーディネーターの配置状況

職種・員数	コーディネーター数(単位:人)	専従			兼務		
		常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他
<b>池月地域づくり委員会</b>							
初年度(H28)	2	1			1		
2年目(H29)	2	1			1		
3年目(H30)	3	1	2				
<b>松山まちづくり協議会</b>							
初年度(H28)	2	2					
2年目(H29)	2	2					
3年目(H30)	2	2					
<b>鳴子まちづくり協議会</b>							
初年度(H28)	1	1					
2年目(H29)	2	2					
3年目(H30)	2	2					
<b>官沢地域振興協議会</b>							
初年度(H28)	0						
2年目(H29)	3		2			1	
3年目(H30)	3		2			1	
<b>岩出山地域づくり委員会</b>							
初年度(H28)	0						
2年目(H29)	1				1		
3年目(H30)	3	1					2

※職種・職員数欄の「3年目(H30)」につきましては見込み額です。

#### 4 地域支援コーディネーターの技術や能力の向上等に関する取組み

地域支援コーディネーターは、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対処できる専門性を有する人材と、地域住民を快く迎えられるコミュニケーション能力を有する人材が必要です。

特に、地域支援コーディネーターの業務は、前述したとおりですが、地域課題が複雑・多様化している中、課題発見能力、課題解決能力はもとより、各種のまちづくり団体とのつながりや連携事業の創造などのコーディネート能力が重視されます。

さらに、地区公民館における社会教育事業や、地域包括ケアシステムの構築との連動事業による専門性の向上、専門的かつ高度な市民ニーズに柔軟に対応できる人材が求められます。

実施団体は、地域支援コーディネーターの育成のため、外部研修会への積極的な参加体制を構築するとともに、研修で得た知識を現場で実践できるよう地域づくり委員会役員（雇用主）との面談や、地区公民館スタッフとのミーティングを行うなど、職務に対する意欲や実行力を育める環境を形成しています。



これまで地域支援コーディネーターが技術や能力の向上を図るために受講した研修会は図表 1 1 のとおりです。

図表 1 1 主な研修の内容

実施主体	研修会の名称
農林水産省東北農政局	東北農泊シンポジウム
宮城県農林水産部農業振興課	みやぎの元気なまち・むらづくりサポーター養成講座
おらほの自治を考える会	小規模多機能自治・地域支援塾 「人口データの見せ方・危機感の共有」「住民アンケートの設問や集計・分析結果の紹介」
北上ひと育て・まち育て研究集会実行委員会	北上ひと育て・まち育て研究集会
古川労働基準局	新規起業事業場を対象とする労務管理セミナー
持続可能な“暮らしの足”を考える実行委員会	みやぎ地域福祉フォーラム 持続可能な“暮らしの足”を考えるフォーラム
NPO法人全国移動サービスネットワーク	移動・外出を多様な生活支援サービスで推進するセミナー
石巻コミュニティーカーシェアリング協会	コミュニティーカーシェアリングシンポジウム
厚生労働省東北厚生局	生活支援体制整備事業に関するセミナー
全国社会福祉協議会	生活支援コーディネーター研究協議会 「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」
第4回町内・集落福祉全国サミット in 奥会津実行委員会	第4回町内・集落福祉全国サミット in 奥会津
宮城県	地域包括ケアシステムと地域マネジメント

宮城県保健福祉部長寿社会政策課	宮城県生活支援コーディネーター養成研修 地域福祉コーディネーター基礎・実践研修
宮城県サポートセンター	支援に関わるための基礎研修・地域福祉コーディネーターと基礎研修
宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議	宮城発 これからの福祉を考える全国セミナー
宮城県社会福祉協議会	宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議及び情報交換会
市民協働推進部政策課	宮城大学移動開放講座（4 講座 事例から考える協働のまちづくりのポイント等）
民生部社会福祉課地域包括ケア推進室	地域支援コーディネーター意見交換会
民生部社会福祉課地域包括ケア推進室	地域支え合いの仕組みづくり研修会 ～なぜ支え合いの仕組みづくり，他市町村の動きは？～
民生部高齢介護課	地域活動サポーター養成研修（平成29年度・平成30年度）
大崎市社会福祉協議会岩出山支所	地域見守り活動推進セミナー
大崎市市民活動サポートセンター	NPO 法人の設立の仕方
大崎市市民活動サポートセンター	傾聴の仕方

## 5 モデル事業実施団体の運営体制

モデル事業の実施にあたっては、組織内部での進捗状況の確認・共有、意思決定及び振り返り（評価）が必要になります。

実施団体の運営委員会の設置につきましては、図表12のとおりですが、「設置している」が宮沢地域振興協議会及び岩出山地域づくり委員会、「設置していない」が池月地域づくり委員会、松山まちづくり協議会及び鳴子まちづくり協議会となっています。

設置していない場合につきましても、運営委員会に代わる組織として、従来の地域自治組織の意思決定や協議機関である役員会や理事会にその役割をもたせ、進捗状況の確認・共有、意思決定及び振り返り（評価）など、地域の判断に応じて行っています。

図表12 運営委員会の設置状況

実施団体名・区分	内容
<b>池月地域づくり委員会</b>	
運営委員会の設置の有無	設置していない
運営委員会に代わる組織の名称	理事会・監査会及び評議員会
運営委員会に代わる組織の役割	池月サポートセンターの事業内容および活動状況・実績についての確認、事業計画および活動予定やその方向性について審議する。
運営委員会に代わる組織の開催状況	定例理事会1回/月、監査会2回/年（9月・5月）、評議員会1回/年（5月）

	運営委員会に代わる組織のメンバー	池月地域づくり委員会理事 7 名， 監査 2 名， 評議員 2 1 名
<b>松山まちづくり協議会</b>		
	運営委員会の設置の有無	設置していない
	運営委員会に代わる組織の名称	松山まちづくり協議会役員会
	運営委員会に代わる組織の役割	松山まちづくり協議会運営の決定機関
	運営委員会に代わる組織の開催状況	毎月 1 回 第 1 木曜日
	運営委員会に代わる組織のメンバー	まちづくり協議会理事
<b>鳴子まちづくり協議会</b>		
	運営委員会の設置の有無	設置していない
	運営委員会に代わる組織の名称	鳴子まちづくり協議会理事会及び定時総会
	運営委員会に代わる組織の役割	事業内容および活動状況・実績についての確認， 事業計画および活動予定やその方向性について審議する。
	運営委員会に代わる組織の開催状況	毎月第 3 木曜日に定例理事会開催 年度末に定時総会開催
	運営委員会に代わる組織のメンバー	理事会 12 名 (会長， 副会長 2 名， 総務理事， 会計理事及び理事 7 名)， 定時総会 26 名 (理事 12 名， 監事 2 名， 委員 12 名)
<b>宮沢地域振興協議会</b>		
	運営委員会の設置の有無	設置している
	運営委員会の組織の名称	宮沢地域サポートセンター運営委員会
	運営委員会の役割	宮沢地域サポートセンター事業の運営に関わることに審議機関
	運営委員会の開催状況	4 回
	運営委員会のメンバー	宮沢地域振興協議会役員， 会長他 26 名
<b>岩出山地域づくり委員会</b>		
	運営委員会の設置の有無	設置している
	運営委員会の組織の名称	地域づくり委員会総務部会 (兼務)
	運営委員会の役割	モデル事業の企画提案の検討・進捗の確認・実績の検証・企画の提案等
	運営委員会の開催状況	概ね隔月 1 回。(事業企画始動準備等発生時は会長より随時招集) 平成 29 年度 (4 回)， 平成 30 年度 (3 回)
	運営委員会のメンバー	会長 1 名， 副会長 3 名， 事務局長 1 名及び事務局 4 名



## 第3章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証結果

### 1 地域住民への事業の周知方法について

実施団体すべてにおいて、従来の広報誌（地域自治組織発行及び地区公民館発行・全戸配布）を活用して地域住民、各種団体及び事業所などへ事業内容や取組状況について発信しています。

また、運営委員会、理事会及び役員会での定期的な事業報告のほか、まちづくり団体の例会及び事業活動、地区懇談会などでも情報提供を行っています。

これまで『地区公民館だより』と『地域づくり委員会だより』を個別に発行していたものをモデル事業の実施により、一体の地域活動情報誌として発行するとともに、ブログ、Facebook でもリアルタイムに発信し、SNS では随時モデル事業のトピックを配信した実施団体もあります。

地域住民へ事業の周知方法につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、良好と判断されます。



### 2 個人情報（マイナンバーを含む）の取扱い、団体の守秘義務について

実施団体が事業の運営により知りえた個人情報につきましては、法令および規範を遵守し、本人の同意なしに第三者への提供や当該事業以外の目的に使用しないよう徹底しています。

また、情報の収集にあたっては、個人情報の取扱いについて面談形式で説明し、公開範囲を確認しています。

守秘義務等を明文化した就業規則等を策定している実施団体もあり、協定書や事業計画書等より優れた内容で事業運営を行っており、優良と判断されます。

### 3 事業のふり返し及び地域住民に対する情報公開の考え方について

事業のふり返しにつきましては、運営委員会、幹事会及び役員会にて報告し、意見や提案をいただくなど、地域支援コーディネーターと実施団体の役員などが、事業内容の検証を行うとともに、その結果を以降の事業実施に反映させています。

また、実施団体の総会時には、年間事業報告及び計画について審議する場を設けてあり、地域住民に対する情報公開につきましては、広報誌やブログ、Facebook を活用して発信しています。

これらのことから、より多くの意見や提案を集約した中で事業のふり返しをする環境が形成されているとともに、住民参加の中での事業運営が図られていることから、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、良好と判断されます。

### 4 他の団体等との連携について

まちづくり団体の事務支援につきましては、まちづくり団体が抱える課題をワークショップをはじめ、個別の相談対応など、あらゆる手法により把握しながら、地域支援コーディネーターがサポートできる事務支援を実現しています。

特に、特定の一部の役員への過度の負担や高齢化により組織の弱体化が深刻化し、事務支援

の困難さが大きく、地域支援コーディネーターが各種組織・団体の会議開催に伴う資料作成や会議開催通知の発送、会議録の作成、集金や支払等の代行事務などの事務支援を行っています。

さらに、まちづくり団体の事業活動においても、事業活動への参加者不足、事業活動のマンネリ化などの不安を抱えており、活動をより充実したものとするため、まちづくり団体相互の連携が確保されるよう情報発信を含めた横のつながりの工夫を創るとともに、地域課題解決に向けた関係するまちづくり団体を招集する場づくりをコーディネートし、個人やまちづくり団体単独では解決が難しいと思われる課題や不安を、相互の情報交換や交流などによって共有することにより、個人やまちづくり団体を有機的につなげ、解決へと導いていくネットワークによる課題解決行動能力を高めていく仕掛けづくりも行っていきます。



他の団体等との連携につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、良好と判断されます。

## 5 地域行動計画策定について

実施団体の地域計画書策定状況は、策定済みが3団体、策定中が2団体となっています。

地域計画策定にあたっては、まちづくり団体の代表者や公募による地域住民らで構成する地域計画策定委員会を設置し、地域の将来ビジョンを描くとともに、保健福祉、環境衛生、安全安心及び観光産業などの各分野において複雑かつ多様化する地域課題を解決する手立てを検討しながら策定しています。

さらに、地区民アンケート調査を実施し、アンケート調査の報告を兼ねて、集落単位の座談会を開催するなど、地域住民の声が反映した計画となるように努めています。

また、地域の全体像を描くとともに、町内会や自治会単位とする「小さな自治力復活」に向けた支援を個別に計画している実施団体もあります。

策定後の地域住民への周知方法としては、全戸配布することはもとより、より理解を深めるため、各行政区を訪問しての勉強会を開催しながら進めていくことにしている実施団体もあります。

地域によって、地域計画策定のプロセスは違うものの、住民参加の仕掛けを取り入れた手法により地域計画書の策定及び実践を行っています。

地域行動計画策定につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、概ね良好と判断されます。

## 6 地域支援コーディネーターの雇用又は人材育成に係る考え方について

モデル事業の推進は、地域支援コーディネーターの役割が最重要と考えることから、地域支援コーディネーターの雇用にあたっては、配置にあたっての留意事項を遵守し、市が示した業務を適切に行うことができる人材を十分に考慮しています。

採用にあたっては、広く地域住民に周知することにより透明性・公平性を十分に確保するとともに、実施団体の主体性の尊重と確保、継続性を備えた自立性の高い地域自治の構築を基本原則として、他の関係法令等を遵守し、地域の実情に合わせて選定しています。

地域支援コーディネーターの人材育成につきましては、技術や能力の向上を目的とした研修会へ積極的に参加できる機会をつくり、職務に対する意欲や実行力を育める環境を形成しています。

モデル期間における研修につきましては、5つの実施団体のうち、4団体が地域包括ケアシステム推進に伴う生活支援体制整備事業との連携・連動事業として実施しているため、生活支援コーディネーターとしての養成研修の受講が主な研修となっています。

地域支援コーディネーターの雇用又は人材育成に係る考え方につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、概ね良好と判断されます。



## 7 収支見込みについて

モデル事業の実施にあたっては、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱（平成28年4月15日大崎市告示第112号）を定め、モデル事業交付金の対象となる経費について、「事務費」と「地域事務費」に区分し、事務費には「地域行動計画策定費」、「人材育成事業費」、「生活支援準備費（調整費）」に、地域事務費には「人件費」、「運営費」、「初度設備費」に細分化しています。

それらの項目に従い、実施団体の提案する事業活動に要する経費について、事業計画をもとに予算を組み立て、執行しています。

しかし、「地域行動計画策定費及び人材育成事業費の区別が判断しにくい」、「ホームページ作成並びに管理費用の捻出が困難である」、「複数の地域支援コーディネーターの雇用の場合、初度設備費が不足する」といった意見もあり、項目間の流用を認めてほしいとする提案があります。

収支計画のバランスと執行にあたっては、事業の具体性と妥当性、地域の将来像を見据えた発展性、事業目的や効果の明確化と成果及び自立性などを勘案した事業計画が求められることから、独自の発想やノウハウ、先駆性や専門性を活かし、地域のニーズや課題に対応し、広く住民の共感が得られる事業活動に対して適切に予算執行できるよう十分な組み立てが必要となります。

収支見込みにつきましては、協定書や事業計画書等を一部下回る内容であり、改善が必要であると判断されます。

## 8 地域自治組織の組織体制強化の考え方について

実施団体の組織構造や運営状況は異なるものの、地域支援コーディネーターを核として、組織検討委員会を設置し、組織のあり方の検討を重ね、従来からの組織構造を改める動きが見られます。

組織体制強化にあたっては、構成組織の推薦委員の見直しや、地域づくりサポーター制度を導入し、地域づくりに携わりたい意思のある方の参加の場づくりを準備するなどの環境整備が、実施団体の創意と工夫により進められています。

地域自治組織の組織体制強化の考え方につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、概ね良好と判断されます。

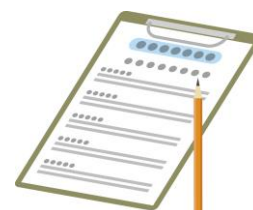
## 9 日常的な点検及び事故発生時の対応について

地域支援コーディネーターの業務遂行場所となる活動拠点は、総合支所内または地区公民館の施設に事務所を設けています。

したがって、地区公民館の地域運営を行っている実施団体は、総合支所及び地区公民館の施設管理規程や危機管理マニュアルに従って活動拠点となる施設を日常的な清掃作業等も含め、維持管理することにより、事故発生の未然防止を行っています。

さらに、利用者からのクレーム、不満、トラブルが発生することを想定しながら、迅速且つ丁寧に対処するための対応マニュアルによる職員の定期的な研修を重ね、速やかに対応できるよう努めています。

日常的な点検及び事故発生時の対応につきましては、協定書や事業計画書等に基づき適正な事業運営を行っており、良好と判断されます。



## 10 地域住民（まちづくり団体）の支援体制について

地域支援コーディネーターは、地域自治組織の組織強化を図るため、事務局の役割を担うとともに、事務負担の軽減を目的にまちづくり団体の総会資料や会報誌の作成などの支援を行うことができます。

まちづくり団体の事務支援は、事務負担の軽減を目的にするだけでなく、団体の事業活動の横のつながりを図るとともに、会計・事務の一元管理や合意形成の一元化など“地域を経営する”視点を有した地域づくりも期待されます。

5つの実施団体すべてにおいて、実施団体の事務局を担っているものの、事業計画書どおりの支援が行われているのは1団体にとどまっています。

地域住民（まちづくり団体）の支援体制につきましては、協定書や事業計画書等を一部下回る内容であり、改善が必要であると判断されます。

## 11 提案事業について

詳細につきましては、第4章「地域自治組織戦略体制整備モデル事業の効果と実施上の課題」で後述します。

提案事業につきましては、協定書や事業計画書等を一部下回る内容であり、改善が必要であると判断されます。

## 12 連動事業との事業活動推進状況について

### (1) 公民館事業との連携・関わり方について

【実施団体のふり返し検証シート及び意見交換会でのコメントの列記】

①地域支援コーディネーターが地区公民館長を兼務していることや、地区公民館内に観光案内所的スペースを設けたため、来客者に対しては、観光客、地区公民館利用者の分け隔てなく接遇対応ができています。

②ワークショップの企画・運営に関して、地域支援コーディネーターが地域づくり委員会の役員をしていることから、スムーズな連携ができています。地域支援コーディネーターと、地区公民館は、日々連携・関わり合いの中で成り立っています。



- ③地域のコミュニティ活動を推進する上で、公民館事業との連携は不可欠であり、交流事業やスポーツレクリエーションなど、地域づくり事業と生涯学習事業の一体となった事業運営が図られています。さらに、地域支援コーディネーターが把握した地域情報を公民館につなぐことで、公民館事業に活かされています。
- ④公民館と地域支援コーディネーターが毎週月曜日にミーティングを行っています。また、毎月定例会を開催し、地域づくり委員会との情報交換の場を設けています。公民館事業、地域づくり委員会事業及びサポートセンター事業をホームページに掲載しており、地域内外に発信しています。

## (2) 公民館事業と連携したことによる、事業の広がり（横のつながり）、多くの市民の参加・参画・協力、地域間連携などの波及効果や相乗効果（有効性・効率性）について

【実施団体のふり返し検証シート及び意見交換会でのコメントの列記】

- ①地区公民館が地域運営であることの認知・定着が進んだ事により、各種事業に対する既存団体からの協力の積極性が見られ始めています。行政が運営していた時代の「文句を言えばやってくれる、やるべきだ」といった依存意識が薄れてきており、“みんなでやろう”という雰囲気が出始めています。地域づくり委員会とまちづくり協議会の役割分担をなかなか描くことが難しい状況にあるものの、各地域づくり委員会が運営している地区公民館同士の連携が図られているため、連携を広めていくことができる環境になっています。
- ②地区公民館職員を新たに1名雇用し、併せて地域支援コーディネーターを設置したことにより、地区公民館が行う地域支援は、充実した体制で出来るようになっており、より強固な地域づくりの推進体制が図られています。
- ③モデル事業の実施により、地域の要望や市民ニーズの把握に努める中で、地区公民館での人と人とのつながりが、公民館事業や地域づくりに効果を発揮し、効率よくまちづくり団体間の連携はもとより、行政、社協などとの横のつながりの強化が図られています。
- ④モデル事業の実施により、地域づくり委員会事業と公民館事業とが連携することで多くの地域住民が各種事業に参加しています。



## (3) 地域包括ケアシステム推進に伴う生活支援体制整備事業との連携・関わり方について

【実施団体のふり返し検証シート及び意見交換会でのコメントの列記】

- ①ワークショップの継続による運営企画の中で、大いに行政・社会福祉協議会・玉造包括支援センター等との連携が必要となり、必然的に協力を得られています。団体間の連携は、岩出山の地域づくりの核となる「親交会の役割」を明確化することで、地域の支え合いの大切さから、自ずとつながっていきます。故に生活体制整備は、共に進められています。
- ②池月地域づくり委員会では、池月サポートセンターの実務組織である“池月を助け隊”の活躍により除草・除雪のサポート事業から会場設営等の各種支援作業を行っています。今後必要とされる地域のニーズに合致した地域福祉活動の支援事業について、生活支援コー

ディネーター専任者を池月サポートセンターへ置き、生活支援体制整備事業に取り組んできました。

- ③提案事業である「買物弱者支援システムの構築」、「高齢者支援システムの構築」、「地域づくりビジョン並びに活動計画策定支援」は、生活支援体制整備事業との類似性が高く、地域住民の自主的な話し合いから、「話し合い（協議体の構築）」、「地域資源（地域のお宝）の活用」を通じて、「地域課題解決（お宝と課題のマッチング）」を解決する仕組みの中で、連携が図られています。

**（４）生活支援体制整備事業と連携したことによる、事業の広がり（横のつながり）、多くの市民の参加・参画・協力、地域間連携などの波及効果や相乗効果（有効性・効率性）について**

【実施団体のふり返し検証シート及び意見交換会でのコメントの列記】

- ①市民協働推進部まちづくり推進課と民生部社会福祉課が密接な連携を図りながら支援体制を構築しモデル事業と包括ケアシステムの構築（大崎市生活支援体制整備事業）を推進しているため、行政の当該事業への並々ならない意気込みが、担当職員の助言・指導でわかり、今までにない地域住民及びまちづくり団体の参画・協力が意欲が見られ始めています。
- ②モデル事業と包括ケアシステムの構築（大崎市生活支援体制整備事業）の担当課（本庁市民協働推進部まちづくり推進課及び民生部社会福祉課、総合支所地域振興課及び市民福祉課）による地域住民向けの研修や勉強会はもとより、ワークショップ開催時のファシリテーター派遣協力は、地域住民から感謝されています。
- ③何より市職員が親身になって事業の進め方を一緒に考えてくれるのが有り難いです。少しずつ大崎市としての取組みや、考え方を知って地域を創っていくことが有効で効率的であることは言うまでもありません。市民と行政のお互いの関係の中で進めていくことが出来ることから、大変良い事業だと感じています。
- ④地域内のまちづくり団体、特に行政区長、親交会長、民生委員児童委員及び地域福祉推進委員の方々との話し合いの場を設けながら、地域内でのネットワーク体制の整備が進んでいます。地域福祉活動の支援体制に関する研修・セミナーや、地域内においての情報交換などから、見守りや話し相手など市民ニーズに合致したメニューの提供ができるよう体制準備を行うことができています。地域内でのネットワーク体制の整備により、地域で暮らす高齢者のみならず、子供たちへの支援活動を含めて“困り事”に対する課題解決を図っていく環境が構築されつつあります。
- ⑤地域包括ケアシステムの構築は全国共通の課題であり、地域と行政がともに推進していかなければならないものです。鳴子温泉地域では高齢化率 45.1%と非常に高く、地域福祉を向上させることが優先される中で、「住民同士の支え合い」が重要であり、地域包括ケアシステムの推進には「市民参加」が必要となります。まちづくり協議会と地域づくり委員会との連携、また地域外との連携が、大崎市全体の地域包括ケアシステムの構築に繋がると考えます。

## 第4章 地域自治組織戦略体制整備モデル事業の効果と実施上の課題

### 1 モデル事業の効果

第2章「地域自治組織戦略体制整備モデル事業の実施状況」及び第3章「地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証結果」より、モデル事業の効果をおおりのとおり示します。

#### (1) 池月地域づくり委員会

○まちづくり団体や個人からの依頼を受けて地域活動全般に関する支援活動を行ってきました。事務支援の機能を周知したことで、多くのまちづくり団体からの依頼があります。

○事務支援につきましては、役員の高齢化や重複化、担い手不足により生じるまちづくり団体運営の事務負担を“地域課題”として捉え、事務作業の全般を池月サポートセンターが事務代行（補完）し、その課題解決（負担軽減）にあたっています。主な事務代行としては、会議開催に伴う資料作成、会議開催通知の発送、会議録の作成、集金及び支払などの代行事務のほか、除草や除雪作業、各種会場設営などを役割とする「池月を助け隊」の事務支援を行っています。池月サポートセンターの当該事業が広く認知されたこともあり、新たに交通安全協会、水利組合、老人クラブ、さらには寺の護持会などから事務支援の依頼を受けています。地域内では、後期高齢者が会長や庶務・会計を行っているケースが多く、まちづくり団体からは「事務負担の軽減により、事業活動に専念できる。」「担い手を発掘する時間に集中できる。」など好評の意見や感謝の声をいただいています。

○池月地区内の様々な情報を1冊にまとめ、地域コミュニティ紙として「池月だより」を毎月発行しています。現在は、池月地域づくり委員会としてのホームページを立上げ、池月だより、行事カレンダーなどの情報をリアルタイムに確認できる環境を整え、若者のコミュニティ参加の機会・きっかけづくりを促進しています。さらに、まちづくり団体の情報の共有が容易になることで、地域内での連携・交流の機会を促すことができ、事業活動への理解と横のつながり、事業活動のマンネリ化など、まちづくり団体が固有に抱える課題解決の一助となっています。

○高齢者宅の除草作業や除雪作業および企業の除雪作業である池月サポート事業につきましては、モデル事業実施前から展開していた事業ですが、モデル事業の認知度が進んだことで、除雪作業は、平成28年度は50件の出動件数に対し、平成29年度は約3倍の140件の出動となっています。さらに除草作業で、平成28年度の6件の出動件数に対し、平成29年度は11件、平成30年度はすでに17件の出動件数となっています。高齢者、またはその家族の方からの依頼が年々増加しています。特に、遠くに住んでいる息子さんや娘さんからの依頼が増加しており、とても感謝されています。平成30年度からは、手すりの取り付け作業や雨どいの修理依頼など多種多様な依頼があり、“池月を助け隊”を基軸に、生活支援システムが構築されています。

○地域支援コーディネーターが市移住定住センターと連携を密



にした移住支援事業も徐々に軌道にのってきており、池月地域へ2世帯の移住が実現しています。

○モデル事業の実施と併せて地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとして、生活支援体制整備事業を実施しました。地域のニーズに合致した地域福祉活動の支援事業として、専任の生活（地域）支援コーディネーターを池月サポートセンターに配置し、高齢者等の生活を支える地域の仕組みづくりを推進しています。介護予防を目的にしたいきいき百歳体操を池月老人クラブ主催により平成28年11月から毎週実施し、平成29年度からは鷗目地区、上宮地区、根岸地区の各親交会が主催者となり毎週実施しています。平成30年度からは、大崎市社会福祉協議会と連携し、様々なメニューによる出前講座も併せて実施しています。百歳体操や出前講座が終了した後の「お茶っこ飲み会」が大変好評であり、参加者同士のおしゃべりを通じての情報交換が盛り上がり、新しい参加者も増えています。

○生活（地域）支援コーディネーターは、3カ月に1回、池月地区内の民生委員児童委員との情報交換会を行っています。地域内の課題を共有化することで必要な行政機関に繋ぐことができています。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することが期待されています。

○まちづくり団体及び関係機関が連携して地域課題を解決するための話し合いの場となる「池月会議」も地域支援コーディネーターの役割として機能しています。池月サポートセンターが集約した地域課題を地域支援コーディネーターの招集のもとに、必要な時に、必要な関係団体が集まって開催する池月会議には、池月地域づくり委員会、各親交会長、行政区長、民生委員・児童委員、池月福祉会、池月学童保育委員会、池月地区コミュニティ推進協議会、池月自主防災組織連絡協議会、池月婦人防火クラブ、池月防犯協会、池月老人クラブ連合会「寿会」及び池月小学校が常に集まる環境が整えられています。

個人やまちづくり団体単独では解決が難しいと思われる課題や不安を、池月会議を通じて相互の情報交換や交流などによって共有することにより、解決へと導いていくネットワークによる課題解決行動能力が高まっています。

さらに、幅広い人とのつながりを作っていくことで、互いの長所を活かした活動を行うことにより、団体運営のノウハウや気づきが生まれ、団体活動の価値を高めるといった団体育成にもつながり、発展した活動が生まれることも期待されています。



## (2) 松山まちづくり協議会

○地域支援コーディネーターが各部会の定例会に参加することにより、他部会の情報を発信することができ、部会間の連携がとれるようになってきています。

○これまでまちづくり協議会の事務所は、館はあるものの常駐する事務局は存在していませんでした。モデル事業の開始により地域支援コーディネーターが常勤するようになり、情報共有を含めた集いの場となってきています。

○地域支援コーディネーターの配置により、行政区長、まちづくり団体からのまちづくり協議会主催事業に関する問い合わせ、事務支援の依頼などがあり、各種の団体との繋がりは

形成されつつあると考えられます。常駐する事務局体制の整備により、話し合いによる相互理解とつながりが深まりつつあると感じられます。

### (3) 鳴子まちづくり協議会

○上野々地区は、商店がないために買い物弱者が地域課題となっていたため、地域住民参加型のワークショップを開催するとともに、町内会長と地域支援コーディネーターが話し合いを重ね、JAいわでやまと交渉し、平成30年7月から週1回、移動販売車が上野々地区に来ることになりました。さらに移動販売車の日にあわせて百歳体操を展開しています。百歳体操後のお茶のみや、移動販売車で買い物など、以前よりも地域内の交流が深まっています。移動販売車の品物が売り切れると、みんなで分け合う「おすそ分け」が、支え合いのひとつになっています。

○上野々地区の事業活動の実践が上鳴子地区に波及し、平成30年9月より「大崎市いきいき百歳体操」のグループが発足しました。上鳴子住民グループ内では、生活に大きな課題を持っている仲間を他の仲間が見守る体制が整いつつあります。

○買い物弱者という地域課題解決に向けた地域支援コーディネーターの行動は、町内会や行政区を訪問し、地域課題の集約に努めながら、地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援を丹念に行っており、単に移動販売車の手配を調整したものではなく、そのプロセスの中から介護予防事業への展開、住民同士の交流機会の創出を生んでいます。

さらには、担い手がないという課題を常に抱えている町内会長の不安を払拭するとともに、ワークショップを通じて地域住民に「自分たちができること、できないこと」を整理・確認したことの実績から、地域づくりに対する機運を高めています。地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援が今後も期待されます。

○鳴子まちづくり協議会は、毎月第3木曜日にまちづくり協議会役員と地域内にある6つの地域づくり委員会役員との定例役員会を開催しています。鳴子温泉地域は、小学校通学区ごとに5つの地縁型の地域づくり委員会を設け、さらに団体が連携した委員会を一つ設立しています。その地理的事態から地域課題の多様化と、それぞれの地域の固有の課題が深刻化している状況です。

この役員会では、それぞれの地域の課題はもとより、イベントや活動情報を出し合いながら話し合うことで、地域づくり委員会相互の情報共有を丹念に行い、話し合いの結果は各地域づくり委員会や町内会にフィードバックさせるなど、まちづくり協議会と地域づくり委員会が相互に連携・協力する仕組みを確立させており、広域かつ地域特性の異なる6つの地域づくり委員会をコーディネートしています。



ワイワイガヤガヤしたお互いの意見を尊重した前向きな会議が行うことができおり、平成29年度からは、組織変更（＝組織機能の向上）に向けた話し合いを重点に、地域福祉、住民ニーズの把握、観光を意識した美化活動、空家対策などの地域の課題を、出席委

員の共有を図りながらその手立てを議論しています。

- 地域支援コーディネーター活動として、地域支え合い情報冊子づくり、買物対策事業（地域のお店屋さん紹介冊子検証）、インターネット、SNS を活用した鳴子温泉のお宝（地域資源）情報発信で市内外への事業周知も検討されており、認知と定着を図り、より多くの住民参加を促進する仕掛けが期待されています。

#### （４）宮沢地域振興協議会

- 地域コミュニティ組織の再構築（新たな仕組みづくり）を模索・検討することを目的に、平成 29 年度に宮沢地域振興協議会内組織として、役員はもとより、スポーツ推進員、体育協会及びPTAなどの若手メンバーを巻き込んだ組織検討委員会を立ち上げ、すでに検討を始めています。地区民へのアンケート調査や地区懇談会を開催し、地域の課題や現状をテーマに意見交換しています。

これまでの地域振興協議会の活動は、イベント中心型であるとともに、活動している多くのまちづくり団体は、役員の重複化や担い手不足などの課題を抱え、一部の役員への過度の負担が生じるなど組織の弱体化が顕在化しているため、組織検討委員会の設置と議論の開始により、持続可能な組織体制の強化が期待されます。

- 組織検討委員会の中では、宮沢地域づくり計画策定に係る地区民アンケート調査を実施しました。15歳以上の地域住民を対象に全戸に対し実施し、75%の回収率となっています。回収したアンケート調査結果のフィードバック及び地域住民との課題の共有、今後の宮沢地域づくり計画書の策定の進め方についての地区懇談会を4地区において開催しました。

さらに、座談会においては宮沢地区公民館事業についての報告を同時に行い、地区まちづくり団体との一層の連携・協力体制の構築を図り、これまで単独で実施してきた事業を共催や運営スタッフとして協力するなど新たな仕組み作りも模索していくことになっています。

#### （５）岩出山地域づくり委員会

- これまで地域活動情報の発信は、地区公民館だよりにコーナーを設けて掲載するパターンや、地域づくり会報につきましては年に3~4回ほど発行していましたが、モデル事業開始と同時に、表面は「地区公民館だより」、裏面は「地域づくり委員会だより」として毎月発行（全戸配布）することで広報体制が確立できました。併せて、ブログ、Facebookでも、同様の内容でリアルタイムに発信しており、子育て世代には「サークルおもしろ〜な」を介して発信しています。また、SNSでは随時にモデル事業のトピックを配信しています。

これらの広報のあり方・方法を改善したことにより、「地域活動の情報」を地域のあらゆる世代に広く周知し、興味・関心を深めることにつながり、地域づくりへの参加を促進することが期待されます。



○地域自治組織の組織体制強化は、既存自治組織との連携が最重要課題であり、地域支援コーディネーターのコーディネートのもと、協力体制のすり合わせを進めています。親交会連絡協議会、社会福祉協議会、民生時児童委員、福祉会及び岩出山小学校PTAなどが動き始めており、情報共有のための既存組織団体の現況運営状況のヒヤリング・データ化を進めています。

○地域づくり委員会としての組織強化は、構成組織の推薦委員の見直しに着手し、実のある委員会運営をさらに進めることにしています。地域づくり委員会委員のほかに、「地域づくりサポーター制度」を導入することで、企画運営には参加出来ないが、地域づくりに携わりたい意思のある方々の活躍の場を準備しています。先を見据えて10代、20代、30代のそれぞれの若者が、参加しやすい土壌の整備をするためのきっかけを模索しています。

○岩出山地区公民館との連携を前提とした地域行動計画の策定につきましては、ワークショップ「おしゃべり広場」をこれまでに4回開催し、地域住民のくらしは「親交会が核」として、親交会の役割を明確にするとともに、福祉会との連携のもとまちづくり団体とのネットワークの構築に向けた話し合いを丹念に繰り返しています。

○人材育成事業として、まちづくりへの参加意識の高揚や、将来の担い手の発掘、さらには地域づくり委員会のスキルアップを目的に、南三陸町及び岩手県一関市の視察研修を実施しています。

○ワークショップやアンケート調査から地域住民からの意見・提案として、岩出山地区公民館（住民協働館）休憩コーナーの活用を求める声が多く、観光客の利便性の向上、交流人口の拡大、地域活性化を目的として、岩出山の賑わいづくり「U-Ba（ユーバ）プロジェクト」を起動させています。

現在、稼働に向けて関係団体との協議を行っており、認可されたい進める段階となっています。このプロジェクトは、地域活動拠点の提供と併せ、人材育成の場として有効であるとともに、コミュニティ・ビジネス実現の仕掛けとして注目されています。



○モデル事業の実施と併せて地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援体制整備事業を実施しています。地域支援コーディネーターと生活支援コーディネーターを兼務した体制により、高齢者等の生活を支える地域の仕組みづくりを推進しています。これまでは親交会や福祉会、行政区長との懇談を中心に進めてきましたが、今後は、民生児童委員などとの懇談を企画し、情報集約した一定の段階でアンケート調査を実施する予定としています。「岩出山のくらしのカタチ」を整備するため、社会福祉協議会や包括支援センター、行政など、専門家とのネットワークの仕組みを整備していく予定としています。

## (6) 全体から見る効果

### ①活動の契機と起動の高まり及び個性ある事業の模索と展開

モデル事業を実施することで、継続性を備えた自立性の高い地域自治の運営に必要とされる事務局機能の強化やまちづくり団体とのつながりを図るとともに、役員の重複化への対策など、より多くの地域住民との丹念な話し合いの積み重ねを大切にしながら、組織体制を構

築しています。

防災、子育て及び観光産業などのあらゆる分野にわたって、地域住民、まちづくり団体が共通認識と理解のもとに活動の契機と起動の高まりを育み、個性ある事業を模索しながら、事業活動を展開することが可能になっています。

## ②住民の暮らしを支える基盤の形成

少子高齢化や人口減少による社会環境の変化の中で、地域住民参加のもとに多様化・潜在化する地域課題を明確にし、地域を構成するまちづくり団体や関係機関との「話し合い」を重ねながら横のつながりを図り、地域課題解決への取組みを展開していくプロセスが地域力を育てており、地域自治の本旨である住民の暮らしを支える基盤が形成されています。

## ③住民の主体的かつ持続可能な地域づくりの実現

モデル事業を実施することで、常に「話し合い」を行う環境がつくられており、これまでの地域活動のふり返りを住民自らが分析・検証ができる環境を形成し、そのプロセスを通して、住民同士の共通認識や価値観の形成、さらには新たな人材発掘と参加を図ることのできる環境を作りあげており、住民の主体的かつ持続可能な地域づくりを進めていく工夫や環境が形成されています。

## ④地域課題解決力及び地域経営能力の向上

モデル事業と地域包括ケアシステムの構築との一体的な推進は、地域支援コーディネーターと生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の機能・役割を一体のものとして推進していくため、地域住民やまちづくり団体及び関係機関との信頼関係・ネットワークの構築が容易に形成される効果が高まっています。

さらに、国、県の地域コミュニティ活性化を意図した政策の増大から、行政組織の縦割り組織から発生する地域の混乱と過度の負担が懸念されている中、地域づくり分野と保健福祉分野の連動した取組みは、これまでの施策の取捨選択の困難化や、丁寧な住民参加を構築しないままの補助金消化型運営からの地域課題解決力及び地域経営能力の低下を解決していく効果があります。

こうした本市のモデル事業と地域包括ケアシステムの構築との一体的な推進は、県内外から高い評価を受けています。

## ⑤横のつながりの希薄化からの脱却

過疎化と高齢化による担い手不足が加速する中、行政組織の縦割りによる各種委員の委嘱やまちづくり団体への補助金等は、事業活動や役職への負担に加え、地域の縦割化を生む傾向があります。地域支援コーディネーターが、それぞれのまちづくり団体の機能や役割をコーディネートすることで、横のつながりを可能にし、各種委員の委嘱やまちづくり団体がより活動しやすくなる効果を高めています。



### ◎行政組織の連携した取組み

モデル事業と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進していくことで、生活支援体制整備事業を6団体が実施することになりました。

市民協働推進部まちづくり推進課、民生部社会福祉課地域包括ケア推進室は、一緒に地域に向かうことで、事業の進捗管理を共有することができるとともに、実施団体役員や地域支援コーディネーターからの相談に対応しやすい体制になっています。

## 2 モデル事業の実施上の課題

第2章「地域自治組織戦略体制整備モデル事業の実施状況」及び第3章「地域自治組織戦略体制整備モデル事業の検証結果」より、地域運営の運営上の課題、解決しなければならない課題を次のとおり示します。

### (1) マネジメントをめぐる課題

雇用主となる実施団体は、地域支援コーディネーターを雇用することになりますが、雇用契約や就業規則などの財務・労務管理全般にわたる事務を行う責任があります。

特に、業務命令を含めた業務の実施に関し、雇用主（実施団体）が地域支援コーディネーターをマネジメントしていく力を高めていくため、雇用主（実施団体）の研修機会の充実が求められます。

### (2) 地域支援コーディネーターの資質向上

地域支援コーディネーターは、「地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援」、「関係団体間とのネットワークの構築」及び「地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援」が主な役割になり、あくまでも調整やコーディネートがその役割になります。

そのため、地域全体のネットワーク・コーディネート機能、ネットワークによる地域課題解決の場づくり、情報の受発信システム・人材育成を含めた研修機能、行政との協働のパートナーとしての関係性の構築など、複雑多岐にわたるサポート業務を行うことになり、地域支援コーディネーターの資質向上が求められます。

地域支援コーディネーターとして必要な知識・技術を習得するための研修機会の充実が必要と考えます。さらに、実施団体に対する制度の理解を深めるための情報提供と情報交換・研修の場づくりも併せて必要となっています。



### (3) まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、地域づくり委員会の事業評価、活動支援及び連絡調整などを役割のひとつとしています。

まちづくり協議会が目指す将来像を実現するために、地域づくり委員会へ情報を提供するとともに、事業活動に対する支援（どこの地区に何をしてほしいか）を行うことが求められ

ます。

さらに、地域づくり委員会がモデル事業を実施した場合は、提案事業の進捗状況の把握に努めるとともに、地域全体のまちづくりの実現に向けた事業企画、調整を図ることが求められます。

#### (4) 自主財源の確保策

モデル事業の制度設計の際は、実施団体に対しては、平成31～33年度はモデル事業交付金の50%程度、平成34～37年度は25%程度を組織体制強化費として、地域自治組織活性化事業交付金（基礎交付金）に上乘せするとともに、事業のメニュー化・選択制を設け、個々の自主財源を確保し自立性の高い地域自治組織運営ができる仕組みを検討していくことを計画していました。

しかし、モデル事業の実施期間の3年間では、まちづくり団体の事務補助及び除草・除雪作業などの有償での取組みが活発化し、さらにはコミュニティ・ビジネスの基盤となる事業が計画されたものの、モデル事業交付金の50%に充てる事業収入の確保までに至りませんでした。

人口減少・高齢化が進行する中、地域においては、生活支援サービス需要の増加とサービス提供機能の低下の課題に直面しています。地域自治組織は、行政が補完できないサービスの担い手として期待されていますが、コミュニティ・ビジネスの創業などによる生活サービスの提供を実施するにあたっては、必要なノウハウや知識の取得はもとより、資金確保が大きな課題になるため、そのための環境整備を進めることが不可欠です。

そのため、人づくり・組織体制の強化及び住民参加による地域計画書策定→持続可能な運営に向けた多様な機能の集約化・複合化の推進及び収入源確保に向けた事業活動への契機づくり→コミュニティ・ビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進→経営機能・組織ガバナンスの強化というプロセスにおける段階的な体制整備が求められます。

ますます進む少子高齢社会への備えとして、従来からの変わらぬ地域と行政の関係構造を見つめ直すとともに、地域にとっては、地域課題解決力及び地域経営能力の強化が求められており、自らの目的・理念の実現のために、持てる資源（人・物・金・知恵）を有効活用して組織を維持・運営することは企業経営のみならず、コミュニティ経営にもあてはまるものと考えます。

さらには、経済活動などの深化を目指す地域自治組織にあっては、多様な事業展開に対応した法人格の取得が必要であると考えられ、用途の自由度が高い包括的な交付金制度や指定管理者制度の活用などにより、資金が準備できるよう適切な支援を講じる必要があるとともに、行政の支援や連携の仕組みはどのようにあるべきかを調査・研究していくことも併せて必要と考えます。



## 第5章 今後の地域自治支援に向けた方針

### 1 地域自治支援に向けての考え方

平成28年度から3年間をモデル事業期間としてモデル事業を実施してきましたが、検証の結果、一定の成果がある一方で、地域支援コーディネーターの資質、地域雇用によるマネジメント機能及び自主財源の確保策などの実施上の課題が生じています。

さらには、行政自身による分析と評価であるため、外部有識者を入れた検証が求められると同時に、地域自治の推進体制のあり方を実証していくことの必要性も見出されています。

これらの検証を通じて集約した課題を解決し、さらなる持続可能な地域自治の支援体制を構築するため、モデル事業を一旦終了し、実証に基づいた人口減少時代の地域自治の推進体制をどのように描いていくのかを検討していくこととします。

### 2 新たな仕組みづくりの展開

#### (1) 事業名称

人口減少時代の地域自治の推進体制を実証に基づいた検討を行うため、新たに「(仮称)大崎市地域自治体制整備実証事業(以下「体制整備実証事業」という。)」を実施します。

#### (2) 事業目的

体制整備実証事業は、①各地区が地域支援コーディネーターを設置して取組む方法、②これまでどおりの本庁、総合支所の体制による行政支援の方法、③地域支援コーディネーターのコントロール機能、中間支援組織による方法などについて、人口減少社会に適合する持続可能性を高める仕組みづくりを検討することを目的とします。

#### (3) 事業期間

平成31年度から平成33年度の3年間とします。

#### (4) 新たなモデル地域の選定

体制整備実証事業では、3～5団体を地域提案による公募方式で選定します。

選定につきましては、外部有識者を登用した選定委員会(以下「選定委員会」)により、応募団体から提出された書類等により、団体運営の適格性や提案事業の効果などについて、書類審査及び実地調査、提案説明及びヒアリングによる審査を経て、モデル地域を選定します。

#### (5) おおさきパートナーシップ協定書の締結及び協定期間

体制整備実証事業を実施する団体は、対等なパートナーシップのもと事業に取組み、より一層の協働のまちづくりを推進するため、市とおおさきパートナーシップ(体制整備実証事業)協定書を締結します。

当該協定書は、「宝の都(くに)・おおさき市地方創生総合戦略」の策定に基づき、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を行うため、事業の確実かつ円滑な実施について、「趣旨の尊重」、「交付金の交付」、「助言又は支援」、「研修等」、「協定の期間」、「協定の解除

権」、「損害賠償」及び「秘密保持義務」など必要な事項を定めます。

体制整備実証事業の協定期間は、事業期間に合わせ、平成31年度から平成33年度の「3年間」とします。

#### (6) 地域支援コーディネーターの役割

人口減少社会に適合する持続可能性を高める仕組みづくりを推進するため、実施団体が雇用する「地域支援コーディネーター」の業務は次のとおりです。

- ア 地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援
- イ 地域自治を推進する中間支援組織等、これらの関係団体間とのネットワークの構築
- ウ 地域自治組織が地域住民と地域づくりを推進するための具体的な方法等を定めた行動計画の策定支援
- エ 地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援
- オ 地域の生活支援体制の準備に係る調査の実施
- カ 地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援

#### (7) 交付金の交付

大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、（仮称）大崎市地域自治組織体制整備実証事業交付金交付要綱を定め、仕組みづくりの推進を目的に行う事業に要する経費について、交付金（以下「体制整備実証事業交付金」という。）を交付するものとし、単年度の精算方式とします。

#### (8) 体制整備実証事業交付金の交付対象者

体制整備実証事業交付金の交付対象者は、次の団体とします。

- ①まちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）第2条に規定するまちづくり協議会をいう。）
- ②地域づくり委員会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成18年大崎市規則第24号）第4条に規定する地縁型の地域づくり委員会をいう。）

#### (9) 体制整備実証事業交付金の考え方

##### ①交付金の算定区分

交付金の対象となる経費は、「事務費」と「地域事務費」に区分し、事務費には「地域行動計画策定費」、「人材育成事業費」、「実態把握・調査研究費」に、地域事務費には「人件費」、「運営費」、「初度設備費」に細分化します。

さらに、事務費につきましては、用途が明確になるよう経費区分を設けています。

体制整備実証事業交付金の算定区分は、図表13のとおりであり、算定区分ごとに対象となる経費、交付の範囲及び交付限度額を定めます。

図表 1 3 体制整備実証事業交付金の算定区分

□地域事務費の経費及び交付限度額

区分	内容	交付限度額
人件費	コーディネーターの給与、賞与及びその他手当並びに事業実施に携わる者へ支出するもの。	4 1 2 万円
運営費	地域自治組織の運営及び活動拠点施設を維持管理するために支出するもの。ただし、公共施設等の建物の一部を無償で貸借し、活動拠点とする場合は、実費相当額のみとする。	2 0 万円
初度設備費	交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費	3 0 万円

□事務費の経費及び交付限度額

交付対象経費	交付の範囲	交付限度額
<b>地域行動計画策定費</b>		2 0 万円
地域における話し合いの実施に要する経費	地域の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うために要する経費（印刷製本費等） 話し合いのコーディネートに要する経費（交通費等） 話し合いの実施に伴う会場費等の支出に要する経費	
講演会及びフォーラム等開催に要する経費	先進地視察研修に要する経費（借上料等） 講演会及びフォーラムの企画、運営体制の構築及び調整に要する経費（印刷製本費等） 外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等 講演会及びフォーラム等の開催に要する経費（賃借料等）	
地域行動計画書作成に要する経費	地域行動計画書の製本に要する経費（印刷製本費等） 地域内及び地域外への配布に要する経費	
<b>人材育成事業費</b>		3 0 万円
地域づくり又は人づくりを目的とする講座や研修会等に要する経費	講座及び研修会等の企画、運営体制の構築及び調整に要する経費 外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等 講座研修会等実施に要する経費（使用料等） 地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠な専門的な知識及び技能の習得のために要する経費	
啓発に要する経費	講演会、研修会及びセミナー等の開催に要する経費（印刷製本費等）	
マッチング事業に要する経費	専門的なスキルや特技等を持つ人材と、これらの人材を求める地域とのマッチング等、魅力のある地域づくりを支援するために要する経費	

実態把握・調査研究費		30万円
地域における現状及び実態調査に要する経費	調査項目の検討・アンケート調査に要する経費（ただし、地域外のコンサルタント会社への委託を除く。）	
	ニーズ・情報収集に要する経費（旅費等） 関係者間の調整・意見交換会等に要する経費（印刷製本費等）	
地域の活性化に資する事業活動の企画立案のための調査研究、調整に関する経費	地域住民と行政との協働による事業の企画検討に要する経費（交通費等）	

※年度の中で交付の決定を受けたものにつきましては、交付の決定を受けた月から起算し、交付額を月割りした額を限度額とします（初度設備費を除く。）。

※初度設備費は、事業実施の初年度のみ交付とします。

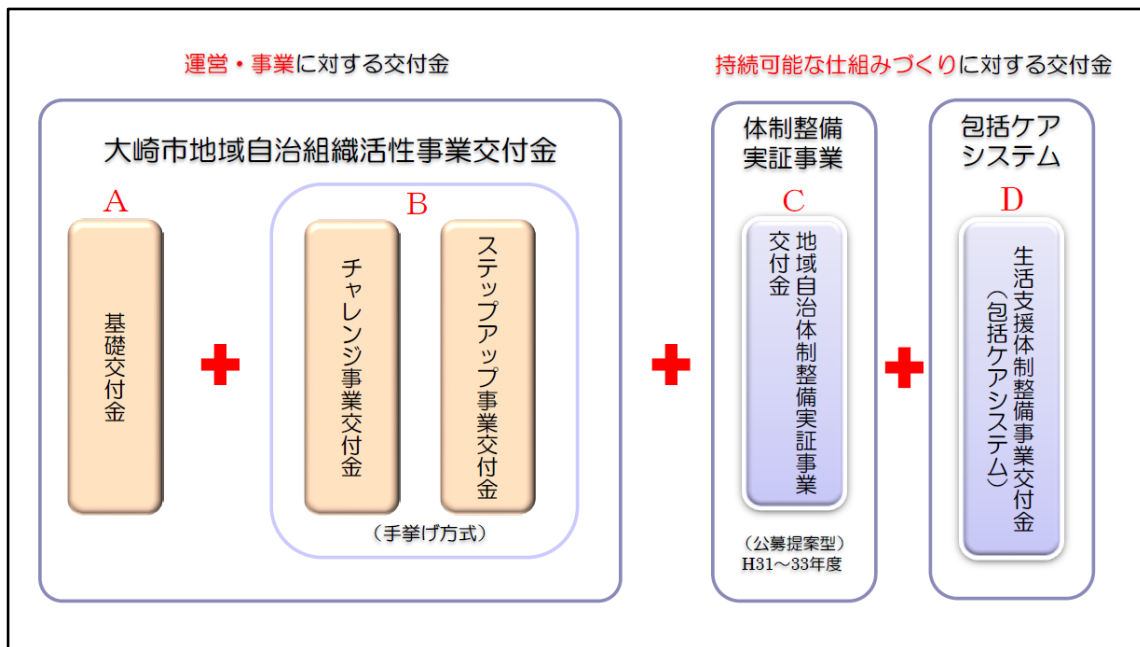
### ②従来の交付金との体制整備実証事業交付金の関係

これまで住民自ら地域自治組織の円滑な運営と地域課題解決への取組みに対する支援策として、「大崎市地域自治組織活性事業交付金」による財政支援制度を導入しています。

地域自治組織活性事業交付金は、運営・事業に対する従来の財政支援制度であるのに対し、体制整備実証事業交付金は、“持続可能な仕組みづくり”に対する交付金であり、双方の有効な使われ方が求められます。

地域自治組織活性事業交付金と体制整備実証事業交付金の関係性は図表14のとおりです。

図表14 地域自治組織活性事業交付金と体制整備実証事業交付金の関係



### ③人件費の取扱い

人件費は地域支援コーディネーターの雇用に要するものとし、その算定基準は、「基本給」、「賞与」のほか、「社会保険料」、「雇用保険料」、「労災保険料」により積算しています。

交付限度額の算定につきましては、民間水準との均衡を図るため、「平成 29 年厚生労働省賃金構造基本統計調査、宮城県その他サービス業（他に分類されないもの）企業規模計（10 人以上）」の調査数値を用いています。

#### ④地域支援コーディネーターの雇用

地域支援コーディネーターの雇用につきましては、地域雇用によるものとし、雇用にあたっては、次の要件に留意するものとします。

ア 地域の実情に通じた者又は地域づくりに意欲的な者であること。

イ 市の職員又は大崎市議会議員でない者であること。

ウ 事業の透明性の確保や円滑な事業運営の観点から地域の実情に応じた雇用数とし、雇用に当たっては、第三者の意見を聴くなど、中立・公正性の確保を行い、雇用後も地域住民に対して、交付対象者が発行する広報誌等により周知を図るものであること。

エ 地域支援コーディネーターが支援する範囲は、おおむね小中学校区域であること。

また、地域支援コーディネーター採用にあたっては、公平性を期するなど、地域自治組織としての適切な事業運営が行えるよう配慮することになります。

#### ⑤実態把握・調査研究費

モデル事業交付金の交付区分にあった「生活支援準備費（調整費）」を「実態把握・調査研究費」に名称を改めます。

交付の範囲につきましては、図表 13 のとおりとします。

#### ⑥初度設備費の取り扱い

初度交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費とします。

モデル事業期間において実施した団体につきましても、新たな制度への移行となるため、初度設備費を申請対象とします。

#### ⑦予算の流用

項目間の流用は、交付限度額の範囲内において認めることとします。ただし、人件費との流用は禁止とします。



## 第6章 地域自治組織支援と新たな仕組み

### 1 大崎市流地域自治組織の支援

市民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちを目指すため、大崎地方合併協議会地域自治組織検討小委員会がまとめた「地域自治組織（大崎市流）のあり方に関する最終報告書」を基本として、これまで地域自治組織への支援を行いながら目的達成に努めています。

具体的には、市長部局はもとより教育委員会等の縦割り組織の弊害を外し、全庁横断的な体制を構築することにより、全職員の共通理解のもと効果的・効率的に地域自治組織の支援・促進を推進するため、庁議メンバーで構成する「大崎市流地域自治組織推進本部」を設置するとともに、地域の特性や実情に応じて柔軟に対応できる仕組みとして、まちづくり推進課、総合支所地域振興課、教育委員会生涯学習課及び公民館職員らで構成する「コミュニティ推進戦略チーム」を組織化し、部局や担当意識を越えてチームとして共通の認識と一人ひとりの役割と責任のもとに活発な議論を行い、チーム員の力の総和以上の成果をあげていきながら、自治を共に育んでいく支援体制を構築してきました。

また、地域自治組織には人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、各種機関や団体との連携・協力体制など、複雑かつ多岐にわたる支援を総合的に行っていく必要があることから、政策アドバイザー（地域自治組織・市民協働担当）を設置して、地域自治組織はもとより、支援担当職員への技術的な助言やアドバイスをもらいながら、効果的かつ効率的に住民自治活動組織の推進に努めてきました。

一方で、加速する過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴って、保健福祉、安全安心、環境衛生及び産業観光などの地域課題が複雑化している状況であり、地域独自では解決していくのは困難な複雑かつ多岐にわたる問題が山積みされています。

これらの地域自治組織というまちづくりの仕組みにおいては、自主性・自立性・自己責任や「補完性の原理」を基本に、市民自らがまちづくりに参画することが最も重要となり、市民の自治意識を醸成することが課題とされています。また、一部の方々による企画・立案・実行ではなく、地域住民、まちづくり団体など多様な主体から地域の課題や魅力を引き出し、地域の取組む課題や目標を検討し、実行のための手順や優先順位などを示した地域の将来ビジョンを実現していくという企画立案能力や経営能力、実行能力を成熟していくことも課題とされており、より一層の支援が必要となっています。

これらの地域自治組織を支援し、協働関係を構築していくということは行政にとっても課題になることから、行政による支援のさらなる体制整備・強化を図ります。

### 2 行政の画一的対応から地域自治組織の多様性に対応した支援

地域コミュニティを取り巻く課題は、多様・複合化し、断ち切りがたい連鎖構造をなしており、人口減少社会を迎え、人材確保、市民ニーズへの対応といった固有の課題にも対応していくことが求められています。

さらに、地域自治組織は、まちづくり協議会と地域づくり委員会の2つの組織を基本としており、特に、地域づくり委員会は、地縁団体を基本とする委員会や、NPOや市民活動団体を



基本とする部会制など、地域の抱える課題の違いにより構成メンバーや組織運営体制はもとより、機能や役割も異なっています。

そのため、画一的な支援にならないよう、それぞれの地域の特性や実情に応じた支援のあり方、さらには地域と行政の役割分担を市民との合意のもとに創り上げていく環境を構築します。

### 3 全庁横断的な支援体制の構築

モデル事業と連動して展開している地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業）では、社会福祉課地域包括ケア推進室はもとより、高齢介護課、健康推進課、総合支所市民福祉課などの関係課との連携を密にして、地域自治組織に対し、ファシリテーション技術の提供などの地域計画策定支援を行ってきました。

この支援体制をより継続、安定させるとともに、地域課題に柔軟に対応する仕組みとするため、大崎市流地域自治組織推進本部の組織体制を見直し、まちづくり推進課、総合支所地域振興課及び教育委員会生涯学習課、中央公民館等を基軸としたコミュニティ推進戦略チームに、地域課題の担当分野を担当する課を編入させるなどの地域コミュニティ全体の再生に向けた全庁横断的な支援体制を構築します。

### 4 外部有識者を入れた検証委員会（検討委員会）の設置

体制整備実証事業の評価・検証を行い、人口減少社会に適合する持続可能性を高める仕組みづくりの調査・研究、提言を行うため、外部有識者を入れた検証委員会（検討委員会）を設置します。

検証委員会（検討委員会）は、市民活動支援、コミュニティ支援、市民と行政の協働推進、市民主体による地域課題解決に向けた地域づくりの推進及びコミュニティ・ビジネスの創業などに専門的な知識と経験を有する者、行政職員などにより構成します。

### 5 財政支援のあり方の調査・研究

過疎化や高齢化による担い手不足、事業活動や役職への負担及び組織の弱体化を解決し、さらに発展する仕組み、さらには各分野の行政計画のさらなる施策の推進に向けて、地域と将来像を共有した中で、施策の実現に努めることのできる機能の充実を図ることを目的に、財政支援のあり方の調査・研究を行います。

## 補足資料

地域行動計画策定支援からみえる地域支援コーディネーターの役割  
～高倉地区振興協議会の地域行動計画策定支援の取組みからの考察～

### 1 地域計画書の策定プロセスから始まる“新たな人材発掘と参加”

持続可能な地域コミュニティの創造には、地域計画書の策定が有効な手法であるといえます。

本市においては第1次総合計画後期基本計画以降、大崎市流地域自治組織の確立（第2次総合計画では「地域を支える自治組織の躍進」）はもとより、基本理念となる「協働のまちづくり」について、住民主体を前提とした地域主権に基づくまちづくりを推進しています。

さらには、コミュニティ施策の方向を明確にするため、これまでの地域自治活動の実践の蓄積を反映し、より活動が保障されるものとなるよう、地域自治組織が策定した地域別まちづくり方針を総合計画基本計画に盛り込み、地域自治組織のこれまでの活動の積み重ねや実践の成果に基づき、それぞれの地域づくりの方向性を示すことで、地域のもつ資源を最大限に生かし、多くの人々が交流する魅力あふれる地域、元気で生き生きと活力のみなざる地域づくりを目指しています。

地域計画策定につきましては、地域内での「話し合い」に重点を置き、住民参加型のワークショップが各地で展開されています。地域では、まちづくり団体に加え、行政を巻き込み、お互いの情報や技術を出し合いながら向かう将来像を共有しているところも存在しています。これらの話し合いのもとに策定した地域計画書を全戸に配布することで、地域全体で将来像を共有し、住民参加による事業・活動が計画的に展開されています。

地域計画書の策定プロセスからは、住民同士の共通認識や価値観の形成、さらには新たな人材発掘と参加をつくることのできる環境が生れています。

モデル事業では、“新たな人材発掘と参加”を強化する仕掛けとして、交付金区分に「地域行動計画策定経費」、「人材育成事業費」を組み立てています。

### 2 高倉地区振興協議会の地域計画策定のはじまり

高倉地区振興協議会（以下「協議会」という。）は、大崎市流地域自治組織の確立のもと、地域づくり及び地域活動の原点、将来的には行政の一部の業務（事業）を担うなど、地域自治活動の根幹となる組織として誕生（旧古川市の地区振興協議会から移行）しました。

設立以来、地域の特色を活かした個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、地区における身近な課題を住民の意思に基づき自主的に解決し、地域社会の維持及び発展に資することを目的として、自発的な企画・立案による事業の創造と実施、連携と協力による地域活動の展開、身近な地域課題の検討・共有と解決に向けた実践、地域の意見を取りまとめ、行政への意見反映など、住民の暮らしをめぐる課題解決に向けた事業活動を企画・実践しています。

平成24年度からは高倉地区公民館の指定管理者として、公民館が生涯学習の拠点であるとともに、地域づくり・人づくりの拠点であるという認識のもと、地域住民のコミュニティ意識の醸成や生活・地域課題に積極的に取組みながら、「地域課題＝学習課題」、「住民参加による企

画立案」,「何でも屋の公民館」を通じた自治力の向上を目指し,地域住民の参加を大切にした管理運営を行っています。

さらに,9.11 関東・東北豪雨の際には,協議会内に対策本部を設け(災害があった場合は,協議会組織が自動的に災害対策本部に切り替わる仕組みを確立),地区内の自主防災組織はもとより,消防団,民生児童委員,行政との連携を密にした被害状況の把握に努め,安否確認を早期に行うとともに,地区公民館を有効に活用した避難所運営など,地域防災の拠点体制を構築しています。

協議会の活動エリアとなる高倉地区(10行政区)の人口は,平成18年4月1日現在では,342世帯,1,447人でしたが,平成29年4月1日現在では348世帯,1,194人となっています。比較すると253人の減(17.5%)となっており,旧古川市内では2番目の高さになっています。



9.11 関東・東北豪雨による避難所開設

さらに,JA古川高倉支店の統合からはじまり,地域内唯一のガソリンスタンドも閉店となる一方,大崎市学校教育環境整備指針では,古川西部の小学校の統合が予定されており,地域を維持・継続していく困難さがますます深刻化する状況になっています。

このような状況から,継続性を備えた自立性の高い地域自治の運営を図るため,①協議会組織体制の強化(課題:担い手不足,役害,若者の参加が少ない),②地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現,③地域包括ケアシステムの構築(大崎市生活支援体制整備事業の円滑な運営)の3点についての必要性を見出し,住民の主体的かつ持続可能な地域づくりの実現に向けて行政への支援要請を行い,地域計画策定が始まりました。

### 3 地域計画策定に伴う行政の支援

これまでの地域自治組織が行う地域計画策定に伴う行政の支援は,市民協働推進部まちづくり推進課が地域自治組織の支援統括として,常日頃から全国の自治体,地域づくり関係団体とのネットワークの形成を図りながら,地域支援の技術と向上に努め,地域自治組織の役員会や全体会に出向き,現場の実態把握を行うとともに,運営や事業・活動のサポートはもとより,主体性・自立性・自己責任(補完性の原理)を基本として実践・行動できる地域自治組織への専門的な助言・アドバイスを行っています。

さらには,総合支所地域振興課まちづくり協議会担当者や基幹公民館地域運営推進室職員との常時の意見交換を行うとともに,支援担当職員への助言・アドバイスも同時に行っています。

平成28年度からは地域包括ケアシステムの構築との連携を図り,民生部社会福祉課包括ケア推進室,高齢介護課,健康推進課,教育委員会中央公民館との連携のもと,ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供などの地域計画策定支援を行っています。

今回,協議会の地域計画策定に伴う行政の支援につきましては,図表15に示すとおりです。

図表 15 地域計画策定に伴う行政の支援

支援内容
<input type="checkbox"/> 地域計画策定に伴う企画，立案調整 <input type="checkbox"/> 担い手不足，若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 <input type="checkbox"/> 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 地域住民のニーズの掘り起こしや，課題の明確化，さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス <input type="checkbox"/> ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> 地域計画書策定に伴う策定委員会の設置，デザイン，製本等への助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 住民参加・人材育成の仕掛けづくりの実践に向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業（地域包括ケアシステム）実施に向けた検討支援

#### 4 丹念な住民参加と人材育成の仕掛けづくり

平成29年度から始まった協議会の地域計画書策定事業は，高倉地区の将来ビジョンを定めるため，地域住民の意見，提案及びアイデアを集約し，「まちはみんなでつくるもの」を基本理念とし，策定初期の段階からの住民参加に徹底的なこだわりを持ってきました。

地域計画策定に伴う企画，立案調整や，話し合いの手法の検討などの一連の手順を，高倉行政区長会はもとより，PTA，婦人会の代表者への説明・共有を行い，その後，交通安全協会，消防団，老人会，民生児童委員及び保健推進員などのまちづくり団体を巻き込んでいく全体共有，まちづくりへの自覚と責任を育む環境と工夫を作っています。

さらには，ワークショップ参加者から若手住民を選考し，高倉地域づくり策定委員会（地域計画策定委員会）を設置するとともに，地域計画書の表紙に掲載する写真を地区民大運動会の際に「大写真撮影会」として高倉小学校校舎から撮影するなど，プロセスを通じて目標を育む環境をつくりながら，人材育成の仕掛けを実践しています。



住民参加によるワークショップ



若手住民による高倉地域づくり策定委員会

これら協議会の丹念な住民参加と人材育成の仕掛けづくりは、少子高齢化・人口減少による担い手不足や役員の重複化、若者の参加率低下が全市の地域自治組織の課題となっている中、地方創生に向けたコミュニティの再活性化を推進するものであり、他の地域自治組織への波及効果も大きく、本市の目指す継続性を備えた自立性の高い地域自治の推進に大きな効果をもたらしています。

## 5 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの実践

地域計画書策定事業のワークショップにおいては、暮らしをめぐる課題をテーマに、世代を超えた活発な話し合いを行いながら、ニーズの掘り起こしや、課題の明確化、地域住民による共有の場づくりを行いました。その中から高齢者福祉の充実と健康づくりが必要性の高い事業として導き出されたため、平成30年5月大崎市生活支援体制整備事業を申請・承認を受け、キャッチコピー『ずっと高倉・これからも高倉 de 暮らし！』を掲げ、生活支援コーディネーターを中心に生涯学習事業と連携しながら地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを実践しています。平成30年11月1日には高倉地区公民館内に常設サロンとなる『ひだまりサロン』開設し、地域住民の拠り所として賑わいをみせています。

## 6 地域計画書の策定及び宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略への期待

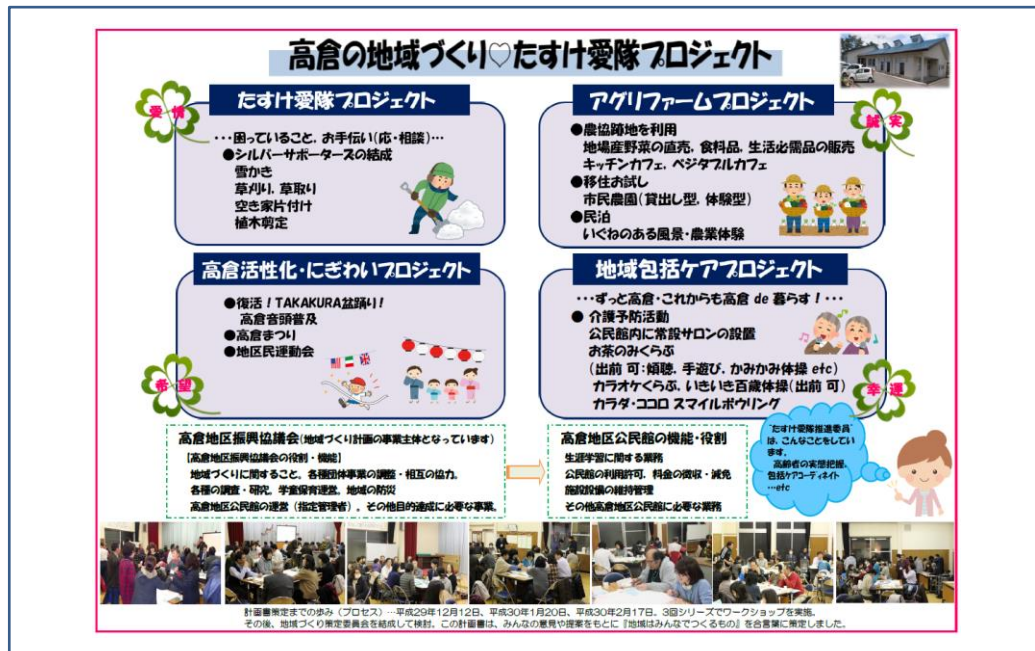
住民参加に徹底的なこだわりを持ちながら地域計画書の策定の一定の手順を経た地域計画書素案は、平成30年11月30日、振興協議会臨時総会が開催され、高倉地域計画書として成案となりました（図表16参照）。

今後、特定の役員中心による組織運営から若手住民による高倉地域づくり策定委員会を基軸とした運営体制を切り替え、地区振興協議会組織体制を強化しながら、本格的に住民参加による「たすけ愛隊プロジェクト」、「アグリファームプロジェクト」、「地域包括ケアプロジェクト」及び「高倉活性化・にぎわいプロジェクト」が始動します。

現在は、平成31年度からの体制整備実証事業に合わせ、地域内の合意形成を図りながら準備段階に入っています。

協議会の安全で快適な持続する地域づくりへの備えを含めた“地域を元気にしていく”ための事業活動の実践は、「宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略」の各種施策に大きな成果を生むものであり、他の地域自治組織への波及効果が大きいといえます。

図表 1 6 高倉地区振興協議会の地域計画書



## 7 体制整備実証事業の円滑な推進に向けた“仕掛け”

モデル事業の実施にあたっては、役員や地域住民の理解と協力体制が必要なことから、説明会や勉強会を通じて、制度の理解を高めたうえで公募による申請を促してきましたが、協議会の取組みは、実践の蓄積を踏まえたうえで、公募に手をあげる手法になります。

さらには、地域包括ケアシステムの構築における大崎市生活支援体制整備事業を先に実践し、そのうえで体制整備実証事業に手をあげる手法を選択しています。

このような協議会の実践の蓄積を優先する取組みは、体制整備実証事業の円滑な推進に向けた“仕掛け”として有効であると考えます。

また、丹念な住民参加と人材育成の仕掛けづくりを意識した地域計画書の策定は、地域支援コーディネーターの業務、事業活動の実施主体が明確になるため、地域計画書の策定後にと体制整備実証事業を実施するという事業の推進手法としての効果が高まるうえ、新たな地域支援コーディネーターの誕生も期待されます。

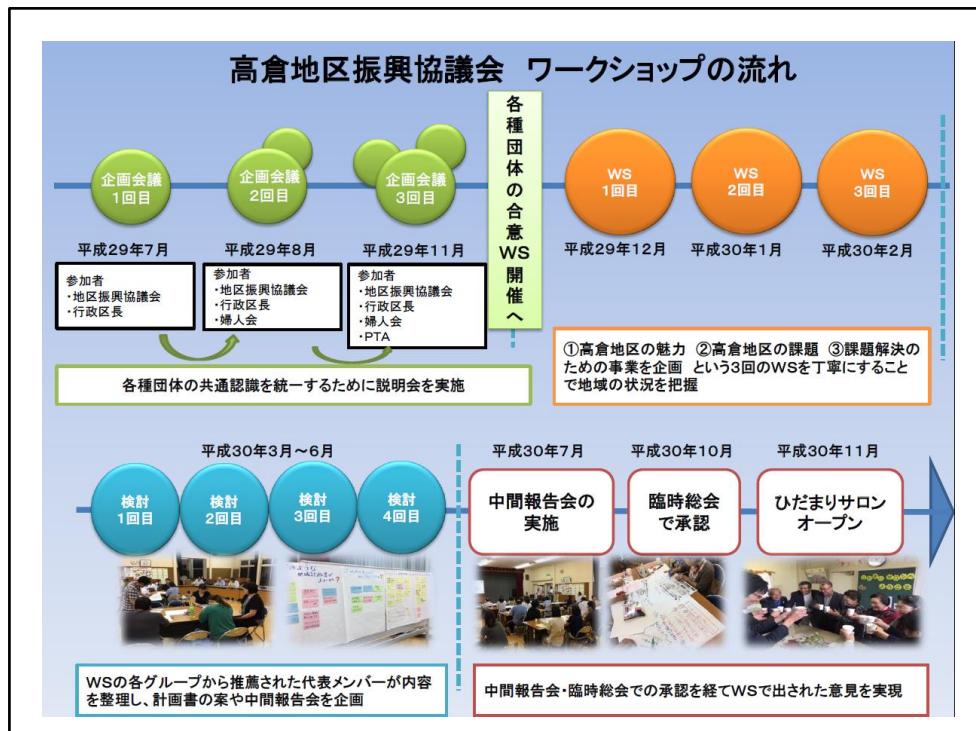
## 8 地域行動計画策定支援からみえる地域支援コーディネーターの役割

協議会の地域計画書は、地域計画策定に伴う企画、立案調整を、地域内の各種のまちづくり団体と何度となく協議の場(企画会議)を設けることから始まり、ワークショップの実践・ふり返し、若手住民による地域計画策定委員会の設置・運営、臨時総会を経て、地域計画書が策定されています。

この過程における行政の支援は、企画、立案調整からはじまり、話し合いの場づくり、ファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣、地域計画書策定に伴う策定委員会の設置及び運営、地域内の合意形成はもとより、住民参加・人材育成の仕掛けづくりを、協議会に主体性を持たせながら実践を通じたコーディネートを行っています。

地域支援コーディネーターはあくまでも「場づくり」や「環境づくり」などの支援主体であるべきですが、実際は実施主体としての役割が大きくなってしまいう傾向になりがちのため、行政の支援のような総合的プロデュース力が必要になります。

図表 17 地域計画書策定プロセス





大崎市市民協働推進部まちづくり推進課  
Tel 0229-23-5069 Fax 0229-23-2427  
E-mail : machi@city.osaki.miyagi.jp